

地名散歩

第49回 簡単に読めそうで読めない地名

一般財団法人日本地図センター客員研究員

今尾 恵介

私が住んでいる東京都日野市に上田という地名がある。正しくは「かみだ」なのだが、外から来た人はほぼ全員が「うえだ」と読んでしまう。そもそもこの名字はおおむね「うえだ」さんだし、最近は大河ドラマで注目が集まっている真田氏の城下町である長野県上田市も同様なので無理もない。

しかし全国を見渡せば福井県小浜市^{お ぼ ま}のは「かみた」と濁らないし、富山県氷見市^{ひ み}は「うわだ」、東京都大田区南六郷にあるバス停(旧地名)は「じょうでん」という具合だ。ついではながら、下田という地名も伊豆の下田市を代表に「しもだ」が圧倒的ではあるが、茨城県潮来市の「しただ」、富山県上市町の「げだ」、その隣の同県立山町は「みさだ」という難読のものもある。ちなみにこちらは中世に立山寺領が払い下げられたことから「み下げ田」が転じたという。

このように、字面は一見とても簡単なのに誤読しやすい地名は日本にはとても多い。そもそも音読みと訓読みが混在し、場合によってそれぞれ何通りもあるケースが珍しくないから、天下の日本橋にしても、東京の「にほんばし」に対して大阪の「にっぽんばし」と食い違う。余談だがテレビやラジオで地名のことを話す際に緊張するのがこのあたりで、そもそも町を「まち」と読むか「ちょう」であるかは、多くの都市で法則性があまりないので、事前に予習していないとまずい。たとえば古書店街で有名な東京の神保町^{じんぼうちょう}を「じんぼまち」などと読んでしまったら、その人がどんなに立派な地名の話をしていても信頼性は地に落ちる。

大阪の日本橋から東へ行けば上町台地で、これを大阪では当然「うえまち」と読むけれど、全国各地を眺めれば実にさまざまだ。大



関西にある3つのJR柏原駅のうち「かいばら」と読むのは兵庫県丹波市柏原町を走る福知山線。日本一低い中央分水界はすぐ北隣の石生(いそう)駅付近にある。

1:50,000 「篠山」平成元年修正



こちらのJR柏原駅は「かしわら」で、大阪府柏原市。17 km南東には似た発音の奈良県橿原(かしはら)市もある。残りの一つは滋賀県米原市で、こちらは「かしわばら」。

1:25,000 「大阪東南部」平成20年更新

阪府の岸和田市や泉佐野市などが同じ読み方であるのに対して、東北の山形市や福島県会津若松市、それに長崎県長崎市や佐世保市では「うわまち」と読むし、関東では埼玉県上尾市や千葉県成田市、東京都青梅市などで「かみちょう」となり、埼玉県秩父市や新潟県妙高市など全国的に分布するのが「かみまち」、青森県黒石市、石川県七尾市などではそれが音便化した「かんまち」など多様だ。

誰もが知っている県や県庁所在地と同じ字なら読みも共通かと思いきや、これも意外な読み方が少なくない。たとえば秋田ーあいだし まんと(高知県四万十市)、埼玉ーさきたまき なさ(埼玉県行田市)、東京ーひがしきょう(長野市鬼無里地区)、神奈川ーかんながわ(滋賀県高島市の河川名)、富山ーとみやま(山形県尾花沢市ほか)、金沢ーかざわ(岩手県一関市)、長野ーおさの(兵庫県丹波市)、大津ーおおづ(熊本県大津町ほか)、京都ーみやこ(福岡県の郡名)、松江ーしょうえ(福岡県豊前市)、大分ーだいぶ(福岡県飯塚市)などがある。このうち埼玉はもともと郡名に由来しており、「さきたま」は「さいたま」に転訛する前の原形だ。

さて、神戸といえば県庁所在地名としては最も読み方のバリエーションが多い地名に違いない。もとは神社領などに由来する地名であるが、読み方は「かんべ」と「ごうど」が大半を占めて「かんど」がそれに続き、「こうべ」はむしろ少数派である。他にも鳥取県日南町にちなんの「かど」、東京都檜原村ひのはらの「かのと」、和歌山県紀の川市の「こうど」、岡山県津山市の「じんご」がある。

同じ神社にちなむ地名で迷うのが八幡だ。読みは「やはた」か「やわた」か、それとも「はちまん」か。いずれも多数あるので、初めて見る

時はほとんど難読地名のように「読めない地名」となる。さらに静岡県伊豆市の八幡は「はつま」という変形タイプだ。

JRの駅名で読みが3通りあるのが柏原で、東海道本線が普通に「かしわばら」(滋賀県米原市)であるのに対して、関西本線は「かしわら」(大阪府柏原市)、福知山線は「かいばら」(兵庫県丹波市)と異なる。いずれも関西圏だが、かつては信越本線にも「かしわばら」(長野県信濃町)の駅が存在した。こちらは昭和43年(1968)に黒姫と改称されたので今はない。ちなみに信州柏原といえば小林一茶の生誕地としても知られる。

日本の駅では最大の乗降客数を誇る駅である新宿なら読みは1種類かといえばそうではない。同じ東京都内でも葛飾区新宿は「にいじゅく」であるし、現在の太田区南蒲田あたりに昭和39年(1964)まであった新宿町は「しんしゅく」と濁らなかった。このうち葛飾のは水戸街道、太田区は東海道のそれぞれ街道沿いの新しい家並みに由来している。この他に茨城県常陸太田市では今も「あらじゅく」と称して現役だ。

新宿と同じく山手線の駅では、渋谷駅を東京では当たり前「しぶや」と読んでいるが、谷を「や」と読むのは東日本における「方言読み」で、大阪府池田市や富山県高岡市などでは古くから「しぶたに」であった。同じく山手線にある上野駅の「上野」という地名も、福岡県福智町の「あがの」、青森市など全国的に分布する「うわの」、山形県南陽市ではその頭部が摩滅してしまったのか「わの」、岐阜県美濃市ほかの「かみの」、群馬県の旧国名である「こうづけ」など、これも多様だ。まったく一筋縄ではいかない日本の地名である。

今尾恵介 (いまお・けいすけ)

1959年横浜市生まれ。小中学時代より地形図と時刻表を愛好、現在に至る。明治大学文学部ドイツ文学専攻中退後、音楽出版社勤務を経て1991年よりフリーライターとして地図・地名・鉄道の分野で執筆活動を開始。著書に『地図の遊び方』(けやき出版)、『住所と地名の大研究』(新潮選書)、『地名の社会学』(角川選書)、など多数。2008～09年には『日本鉄道旅行地図帳』(新潮社)を監修、2009年にはこれに対して日本地図学会より平成20年度作品賞を受賞。現在(一財)日本地図センター客員研究員、日本地図学会評議員

土地家屋調査士 CONTENTS

NO. 711
2016 April



表紙写真
「春爛漫」

第30回写真コンクール
＜自由部門＞入選
立石 五月●鹿児島会

地名散歩 今尾 恵介

03 事務所運営に必要な知識

―時代にあった資格者であるために―

第45回 国土調査法第19条第5項指定から不動産登記法第14条第1項地図備付けまで②
神奈川県土地家屋調査士会 石井 幸世

09 国土調査法第19条第5項指定に関する制度のご案内

10 試験合格者のための開業ガイダンス

青森県土地家屋調査士会副会長

東北ブロック協議会事務局長 三戸 靖史

13 第31回日本土地家屋調査士会連合会
親睦ゴルフ大会 開催案内

14 平成27～28年度研究所研究中間報告

18 愛知会広報部活動報告(ラジオ広報)

21 あいち境界シンポジウム2016

～あなたにとっての境界線は？～

24 「土地家屋調査士インプリメント」について

26 境界問題相談センターかながわ 設立10周年記念式典

28 国土政策フォーラム in 三重

森と水の循環を考える～水源地域の保全に向けて～

31 土地家屋調査士名簿の登録関係

32 愛しき我が会、我が地元 Vol.26

長野会／宮崎会

35 土地家屋調査士新人研修修了者

近畿・中部・九州・東北・北海道・四国ブロック協議会

38 eラーニングコンテンツ一覧

40 会長レポート

42 「ちょうさし俳壇」選者の拝受について

43 ちょうさし俳壇

44 国民年金基金から

46 もしもこんなことが起こってしまったら？

47 ネットワーク50

石川会

48 会務日誌

49 編集後記

事務所運営に必要な知識

—時代にあった資格者であるために—

先月号に引き続き、国土調査法第19条第5項の指定について体験談後篇を掲載いたします。

前回は、国土調査法第19条第5項制度の概要、補助金応募申請、事業年度の問題、依頼者との受託関係、今後の方向性について掲載しましたが、今回は、基準点測量、14条1項地図備付とその後、最後に筆者の思いが記されています。

是非、多くの会員が国土調査法第19条第5項の指定を利用した不動産登記法第14条第1項の地図作りに参画していただくことを願います。

第45回 国土調査法第19条第5項指定から 不動産登記法第14条第1項地図備付けまで②

神奈川県土地家屋調査士会 石井 幸世

1 基準点測量

地籍調査用語では図根多角測量とも言いますが、そもそも土地家屋調査士の行った基準点測量の成果は、国土地理院に測量業者として登録することができないため、現行の測量法上認められているものではありません。したがって、各作業規程によって作成されたとしても基準点測量に準ずる測量成果でしかありません。一方、不動産登記規則第77条第1項第8号において、地積測量図の必要記載事項として「基本三角点等に基づく測量の成果による筆界点の座標値」とされていますので、基準点の所有者から適切に使用承認を得た土地家屋調査士は、登記のために公共基準点の成果を与点として使用することができます。

土地家屋調査士の設置した新点の成果は、そのままでは、準ずる成果であり、公共基準点にはなりません。そこで、国土調査法第19条第5項(以下「19条5項」という。)の大臣指定の効果によって、「国土調査の成果と同等以上の精度又は正確さを有する」と認めてもらい、認証後は地籍(細部)図根点としての地籍調査に使用できる成果とすることができるのです。19条5項認証済みの地区の周りの地区を、後から行政が地籍調査を行う場合にも図根点として利用されていくことになります。

しかしながら、19条5項の認証申請は、登記完了

後。つまり補助金をもらって最後の最後に「このやり方じゃダメです」って言われてももう遅い。国土地理院の承認を得ながら進めることができない土地家屋調査士の場合は、どのように進めればよいのか分からず、地籍整備課に相談しました。技術的な事項は、整備推進第1係長に相談を引き受けていただきました。

超ご多忙にもかかわらず、全国の行政の地籍整備課からの問合せに、精力的に対応されながら、しっかりと話を聞いてくださる姿勢には、心底頭が下がりました。

紙面で全てをお伝えすることはできませんので、係長から助言を受けた事項の中で主なものを箇条書きで記載します。

- ・与点とする基準点は、必ず国土地理院の助言番号の記載がある審査された基準点と認定登記基準点のみとする。使用承認は必ず申請する。
- ・平均計算方法は、次数を落とさずに済む厳密網平均計算が必須
- ・作業規程に定められた料率の点検測量を行う。
- ・厳密網平均計算において水平網の標準偏差が制限値内であっても、高低網が制限値を超過した場合は、下記資料「厳密網平均計算における単位重量の標準偏差及び高低角の標準偏差を超過した場合の対処方法」のとおり処理する。再測にて観測結果に過誤がないことを確認した場合、最初の測量

- ・ 準拠する作業規程を明確にする。
- ・ 多角網の外周路線に属する新点は、外周路線に属する隣接点と結ぶ直線から外側50度以下の地域に選定することを標準とし、路線の中の夾角は、60度以上を標準とする。

- ・平均図において、上記のような規程の標準事項が遵守できない路線を組まなくてはならない場合等、必ず打合せ記録簿を残し、経緯を明らかにしておく。
- ・精度管理表の検符は、必要事項のみ正確に行い、主任技術者は押印する。

基準点測量精度管理表 その1

世界測地系

作業名	東海岸北四丁目	地区名	東海岸北四丁目地区	計画機関名	石井幸世事務所	作業機関名	石井幸世事務所	作業班長	石井幸世
目的	地籍調査	期間		作業量		主任技術者	石井幸世		

路線番号	測点番号	路線長 (Km)	内角数	辺数	点検計算				偏心	再測数	観測網平均計算				備 考			
					水平位置		標 高				単位重量の 標準偏差	許容 範囲	高低角の 標準偏差	許容 範囲				
					閉合差	許容範囲	閉合差	許容範囲										
1	20A80 ~ 20A78	0.525	9	10	0.003	0.100	-0.056	0.192			4.11	20	50.71	30				
2	20A80 ~ 3-165G	0.380	6	7	0.008	0.100	-0.019	0.189							制限超過			
3	3-165G ~ 20A78	0.384	10	11	0.011	0.100	-0.034	0.199										
										再測率								

点 検 測 量										主要機器名称番号	
測点番号	距 離			水 平 角			鉛 直 角			LEICA	TCRA1105 p1uc63124
	点検値	採用値	較 差	点検値	採用値	較差	点検値	採用値	較差	1080	10
T-4~T-3	38.942	38.942	0	0-0-0	0-0-0	0	89-46-43	89-46-42	1	永久標識の種別等	
T-4~T-5	16.303	16.303	0	126-02-30	126-02-31	1	90-59-25	90-59-25	0	種 別	数 量
T-11~T-10	21.563	21.563	0	0-0-0	0-0-0	0	89-47-48	89-47-49	1	埋設様式	
T-11~T-12	26.748	26.748	0	257-48-35	257-48-35	0	87-25-28	87-25-27	1		
3-165G~T-12	30.348	30.348	0	0-0-0	0-0-0	0	89-16-09	89-16-09	2	特 記 事 項	
3-165G~H	53.564	53.564	0	277-37-19	277-37-18	1	90-44-02	90-44-02	0		

- 64 -

[illegible]

地籍図根多角測量平均図	
測量区域名	平成2年測量区域図根平均図
測量区域名	東海埠地区測量図
測量日	11.23.00
測量員	土地測量課長、測量員等
測量員	中村、高橋

基準点測量以外の精度管理についても、作成する資料がたくさんあります。

基本は直接測定となりますが、TSによる対辺測定による方法も認められています。

地積測定精度管理表とは、下記のもので、座標法が主流になった現在においてあまり意味を持つとは思いませんが、昔の三斜法で求積していたころは、

一筆ごとの求積とは異なる斜辺を基に三射求積し誤差を確認して精度管理をしていた名残りです。規程に変更がないのでこれも作成します。

Page 1

世界地図

面積計算 計算書

平成 25 年 3 月 25 日

現場名: 茅ヶ崎市東南岸北西丁目地区

測量者:

佐野計治事務所

緯度	経度	北緯	東経	緯度	経度	緯度	経度	緯度	経度
緯度	経度	緯度	経度	緯度	経度	緯度	経度	緯度	経度
33.08	-73.045, 902	-73.049, 919	1, 910	102	33 08	1, 908	-112.15	4, 874.90	
33.08	-73.046, 907	-73.049, 919	35, 900	14	08 37	5, 448	-43.043, 73.022		
33.08	-73.076, 908	-73.049, 919	45, 130	7 34 23	5, 533	-43.090, 43.047			
33.08	-73.081, 908	-73.049, 919	43, 030	8 06 53	5, 594	-12.770, 90.789			
33.08	-73.084, 903	-73.049, 919	5, 330	231 31 48	-0, 975	73.082, 73.040			
33.08	-73.085, 908	-73.049, 919	4, 614	232 14 37	-1, 977	20.716, 13.048			
33.08	-73.087, 907	-73.049, 919	13, 860	103 28 43	0, 685	40.017, 7 40.04			
33.08	-73.083, 908	-73.049, 919	5, 234	103 14 34	-0, 842	13.034, 14.070			
33.08	-73.046, 908	-73.049, 919	1, 653	178 30 23	5, 111	-37.046, 30.013			
33.08	-73.046, 908	-73.049, 919	7, 614	178 30 23	5, 030	-11.047, 81.018			
33.08	-73.016, 918	-73.049, 919	1, 656	178 28 43	0, 830	-13.061, 13.062			
33.08	-73.015, 917	-73.049, 919	30, 320	178 28 43	0, 875	-10.420, 20.007			
33.08	-73.055, 908	-73.049, 919	5, 860	180 39 14	1, 509	-11.023, 13.062			
33.08	-73.071, 910	-73.049, 919	5, 860	185 37 54	1, 741	-27.184, 18.018			
33.08	-73.076, 916	-73.049, 919	5, 860	188 14 43	1, 635	-43.084, 91.018			
33.08	-73.083, 908	-73.049, 919	5, 627	185 42 24	0, 611	-87.046, 90.028			
33.08	-73.083, 908	-73.049, 919	5, 125	188 51 43	0, 632	-13.053, 30.013			
33.08	-73.077, 946	-73.049, 919	13, 140	190 42 37	-1, 749	30.717, 73.028			
33.08	-73.077, 946	-73.049, 919	1, 817	125 48 37	0, 878	13.041, 10.025			
33.08	-73.016, 915	-73.049, 919	6, 617	128 19 17	-1, 747	38.082, 44.018			
33.08	-73.016, 915	-73.049, 919	1, 642	128 30 23	5, 598	43.046, 30.013			
33.08	-73.017, 910	-73.049, 919	6, 673	130 30 14	-1, 286	30.047, 47.005			
33.08	-73.017, 910	-73.049, 919	5, 475	130 30 14	-0, 942	30.045, 42.016			
33.08	-73.038, 907	-73.049, 919	4, 000	230 28 37	-1, 384	54.028, 73.018			
33.08	-73.023, 487	-73.049, 919	7, 856	32 16 57	1, 114	-12.028, 12.028			
33.08	-73.016, 905	-73.049, 919	9, 354	32 14 52	1, 400	-10.062, 43.043			
33.08	-73.016, 918	-73.049, 919	33, 862	382 37 57	-23, 940	-80.438, 13.067			
33.08	-73.011, 940	-73.049, 919	1, 812	300 81 43	-23, 943	-77.180, 20.019			
33.08	-73.018, 912	-73.049, 919	30, 360	3 29 54	0, 080	-13.076, 30.013			
33.08	-73.030, 913	-73.049, 919	5, 860	9 29 14	2, 802	-10.072, 43.046			
33.08	-73.034, 909	-73.049, 919	6, 630	18 15 57	1, 384	-22.028, 30.010			
33.08	-73.036, 115	-73.049, 919	0, 127	18 51 43	0, 407	-11.023, 30.014			

測量者:

125.8 37.91 41

S/E

1026.7 73.023

点計算

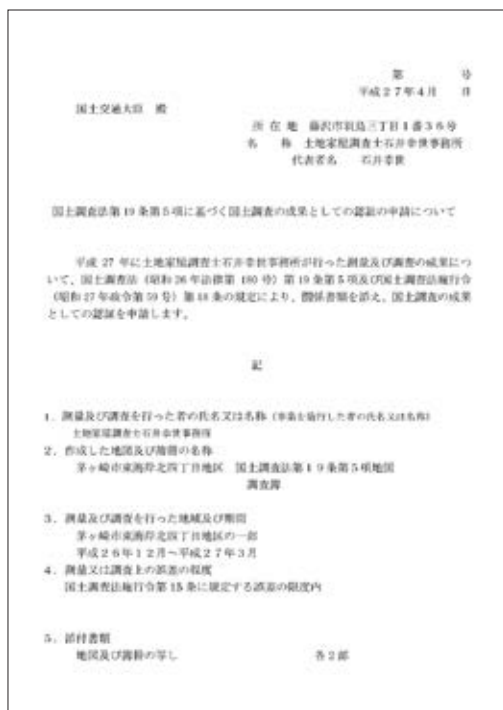
1026.7 73.023

これらの精度管理表と、登記完了証、完了した地積測量図などを添えて大臣認証の申請をすることになります。総括表などはそれぞれの記載事項を記入していけば作成できます。ここで最終的に国土交通省から法務省に送付される地図を作成しなければなりません、この地図の名称について困ってしまいました。地籍整備課は地籍図とは厳密には異なるので「地籍図」とはしないでください、法務局からは、法務局の作成する地図とは異なるから「地図」とはしないでくださいと言われました。

そこで「国土調査法第19条第5項地図」という名称で申請しました。また、地図作成には図郭の座標値、図郭番号について行政とのすり合わせが必要に

なります。その他の地区において、後に行政が地籍調査を行う場合の地図番号と図郭を合わせておかないと不都合を生じる余地を残すからです。「まだ国土調査の予定はないから自由に作ってください。」と言われる場合もありますが、そんなことはないので、必ず確認してもらってください。

大臣認証には、概ね2か月かかりました。前回の記事で、年度内に終わらせるのが理想と書きましたが、法務局の登記完了までを年度内に終わらせておけば、補助金の補助対象事業は年度内に完了したことになります。新年度にじっくり大臣認証申請をして、あとは吉報を待つのみとなります。



2 14条1項地図備付とその後

大臣認証後、約5か月で不動産登記法第14条第1項地図(以下「14条1項地図」という。)備付となりました。

無事終わってほっとしましたが、ここからは、今後の問題提起です。

- ・19条5項地図の仕様がはっきりとしていない。14条1項地図と同様に筆界点番号図、辺長図などを地図と同時に送付すべきなのか。
- ・図根点は記載すべきなのか否か。「今後、図根点情報として地籍調査に利用できる」とのことですが、どこにも閲覧に供される予定がありません。行政にはファイルにして渡しましたが、それを使用し

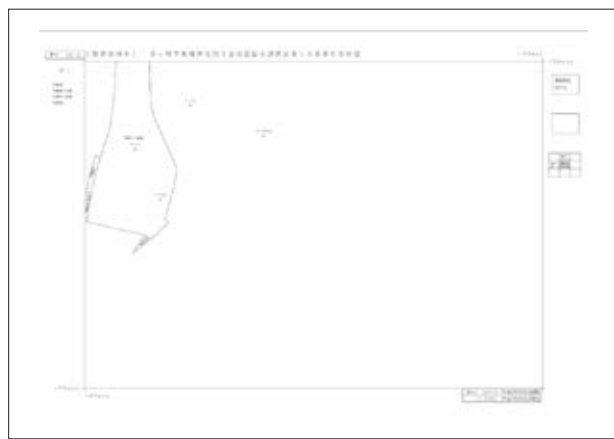
て、地籍調査をする立場から見たら不安でしょう。

- ・認定登記基準点として申請をするべき？
国土交通大臣の認証した基準点を法務省の認定登記基準点として登録するのになにか腑に落ちません。
- ・地図整備室に確認したところ、19条5項の図面は、地図情報システム上は全て「用地実測図」として登録されるとのことでしたが、用地実測図は、測量法上の公共測量の成果についての用語であり、土地家屋調査士としてはちょっと抵抗があります。
- ・備え付けられた14条1項地図には「(注)国土交通省国土地理院が公表した座標補正パラメーターによる修正がされています。」とのコメントがあるが、もともと改訂成果を用いているため、パラメーターは修正していません。

100

残念ながら、精度区分甲二以上の地域では、道路行政とのからみで行政が嫌いますので、現段階においてはRTK－GNSSで簡単に新点設置して、その成果で認証という訳にはいきません。もちろん甲3

「国土調査には土地家屋調査士がなくてはならない」と言われるその日まで研鑽を続けていきたいと思っています。



日本土地家屋調査士会連合会では、土地家屋調査士が不動産登記法第14条第1項地図(以下「14条1項地図」という。)の作成事業に係わることを推進し、国土調査法第19条第5項指定(以下「19条5項指定」という。)を活用した地図作成についても推進をしています。

14条1項地図整備が進んでいない地域は多数ありますが、制度の概要にもあるように、この19条5項指定を活用することで、地図が登記所に送付されます。

土地家屋調査士の日常業務の成果が、当該指定を受けることで、14条1項地図になることは、社会貢献にもつながることですので、本制度について知識を深めていただきたいと思います。

なお、会報3月号及び今月号の「事務所運営に必要な知識」において、19条5項指定を利用した地図作成の事例を記載しておりますので、ご参考としていただきますようお願いいたします。

国土調査法第19条第5項指定に関する制度のご案内

土地に関する様々な測量・調査の成果については、国土調査法第19条第5項による指定を受けることで地籍調査と同等の成果として取り扱われ、作成された図面は不動産登記法第14条第1項地図として備え付けるため登記所に送付されます。

全国の地籍の整備のため、19条5項指定の取組へのご理解とご協力をお願いします。

■知っていますか？ 19条5項指定

土地に関する様々な測量・調査の成果が、地籍調査と同等以上の精度または正確さを有する場合に、地籍調査の成果と同様に取り扱う事ができるように国がその測量成果を指定する制度です。

この制度は国土調査法第19条第5項に基づいて行われるため、「19条5項指定」と呼ばれています。

■指定の対象となる測量は？

19条5項指定の対象となる測量は、開発規模や事業者等の制限はありません。

地籍調査と同等以上の精度・正確さがあると認められる成果であれば、原則として全て指定を受けることができます。



■指定を受けると？

指定を受けた地図は、不動産登記法第14条第1項地図(土地の正確な位置、形状を表した地図)として備え付けるために国から登記所に送付されます。

実施した測量成果を



19条5項指定することで地籍が整備され、土地に関するトラブルの防止や災害からの早期の復旧・復興等につなげることができます。

■申請の手続きは？

○申請方法：19条5項指定を受けるためには、申請書の作成が必要となります。書き方については、下記ホームページに掲載しているパンフレットを参考としてください。申請書の様式・サンプルも、ホームページよりダウンロードすることができます。

○申請手数料：不要



19条5項指定
パンフレット

国土交通省 地籍調査Webサイト
(<http://www.chiseki.go.jp>)

■19条5項指定の支援制度は？

19条5項指定申請を行うために必要な経費を補助する、「地籍整備推進調査費補助金」制度があります。応募の詳細については国土交通省までお問い合わせください。

【補助制度の概要】

- 地域要件 人口集中地区、又は、都市計画区域
(地籍調査等により既に不動産登記法第14条第1項で規定する地図が備え付けられている地域を除く)
- 補助率 地方公共団体1/2以内、民間事業者等1/3以内
- 面積要件 500m²以上

お問い合わせ先：国土交通省 土地・建設産業局 地籍整備課

試験合格者のための開業ガイダンス

青森県土地家屋調査士会副会長
東北ブロック協議会事務局長 三戸 靖史

試験合格者は登録すれば新人研修会に参加できますが、測量機器等設備面での費用支出が多大であるし、そもそも仕事していけるのか不安で登録に踏み切れないという試験合格者が多いことから、この方々を主な対象として、東北ブロック協議会では、昨年度に引き続き試験合格者のための開業ガイダンスを、平成28年1月16日14時から17時まで、宮城県土地家屋調査士会館にて開催しました。講師は東北ブロック協議会名誉会長、宮城県土地家屋調査士会名誉会長の鈴木修先生です。

1. 概要編

(1) 募集方法

合格後は一刻も早く開業したい方もたくさんいらっしゃる可能性を考慮して、合格証書交付式において開業ガイダンス案内文を配布し、募集しました。

(2) 申込方法

案内文には申込先としてブロック協議会事務局の電話・メールアドレスを記載し、事前予約のみならず、当日飛び込み参加も可能にしました。

実際には14名の連絡を受け、当日1名キャンセル、2名追加で計15名の参加となりました。仙台を受験地にした平成27年合格者数は21名ですから、15名は十分な数字です。

(3) 参加者内訳

予定開業先の内訳は、宮城5名、福島4名、秋田2名、山形1名、岩手1名、関西方面1名、不明1名です。関西方面での開業予定者が加わった理由は、講師のカリスマ性に依るところです。また、測量機器に触れたことがない測量未経験者が半分程度おりました。

(4) 講師

鈴木修先生は斯界に名を馳せるお方ですのでご紹介するまでもないのですが、宮城会会長時代から続くブログの人気のみならず、その実像はいつも笑顔の穏やかなお人柄で、誰にでも分かり易い丁寧な説明をし、その一方で強いリーダーシップを発揮する、東北を代表する土地家屋調査士です。その知見の広

さ、将来展望の大きさとその存在感は群を抜いております。宮城会そして東北ブロック協議会の名誉会長となった現在も精力的に働いているご様子で、お会いするたびにアドバイスを頂戴できる幸せな環境にいられることが東北ブロック協議会事務局長を拝命した私の最大の役得なのかもしれません。

(5) ガイダンスの方式

まず、参加者全員から何を知りたいのか、一人ひとりに話してもらい、その全てに鈴木修先生が回答するという形式です。加えて、身近な先輩の例として、6年前に開業するにあたり苦労した経験談を宮城会の西條宗夫会員に話してもらいました。

2. 本編

(1) ガイダンス開始前の緊張感

当日はブロック協議会理事会後にガイダンスを開催するという過密な日程で、予定時刻に理事会が終わらない焦りの中、開始時間30分前には参加者が次々集まり始め、徐々に緊張感が高まっていきました。14時の開始時刻には会館3階の部屋はすでに満杯で、参加者は皆一様に背筋を伸ばし、講師鈴木修先生を待っておりまして。役員も集まり、10分遅れで始まりました。

(2) ガイダンス開始

鈴木修先生から合格を祝し、歓迎する旨の挨拶があり、ガイダンス開始です。



鈴木修先生の話に聞き入る参加者

まず、ガイダンスの方式について説明があり、さっそく一人ひとりから訊きとっていきました。開業にあたって不安に感じていること、尋ねたいけれども尋ねようか悩んでいること、何でも尋ねてください、ということでした。先生はその内容をメモし、全員が話し終わったところで順番に回答し始めました。

質問は以下のとおり。

- ・測量機器等事務所を設ける際の初期費用はどのくらいか？
- ・開業するには都会がよいのか？田舎がよいのか？
- ・測量経験がない場合はどのようにして技術を身に付けたらよいのか？
- ・登録する際の連絡先として携帯電話でもかまわないか？
- ・会社勤めしながら登録できるか？
- ・父と二人で行うには会計処理はどうしたらよいのか？
- ・今は開業せずに司法書士試験合格後に開業する予定であるが、何かアドバイスはないか？
- ・すでに開業し、地図作成に参加したが、入金までの生活が厳しいのでやめるべきか？

などなど参加者の悩みは尽きません。とはいえ、質問は主催者側の想定から大きく外れるものではありませんでした。

結果的に、これら質問に回答して3時間かかりました。

一つ一つの質問に対する先生の回答は丁寧で、かつ、先生は同席した東北ブロック協議会役員にも話

を振って、広く意見を取り入れながらガイダンスを展開していったので、一つの回答につき平均10分ほど時間を使いました。

先生の回答全体をあえて一言で表せば、資格を取ったら否定的なことは言わずに責任持ってとにかく働こう、ということなのでしょう。私の理解は大雑把ですが、質問自体はいつの新人研修会でもよく訊かれる質問ですので、先生があらかじめブログの中で触れているものもかなりあるようです。先生の考え方を正確に把握したい方は、ブログで直に先生の言葉に触れてみてください。先生はガイダンスにおいてそれなりに厳しめの回答をしましたが、ブロックに集まる役員であれば大きな違和感はないことばかりでした。

また、鈴木修先生が体験談を話す会員として連れてきてくださった西條会員自身の話がもっとも参加者には現実的で、最初はアパートの一室で始めて、測量機器は中古のものを買い、先輩土地家屋調査士の仕事を手伝いながら実力を蓄えた、というものでした。ネット情報では開業資金が600万円必要だといわれて不安を感じたが、工夫次第では半分もかからないし、今考えるに、何も測量機器を持たずにいきなり開業して、先輩土地家屋調査士の仕事をきっちり手伝っていれば、働きが認められて、先輩土地家屋調査士の事務所の奥に眠る測量機器を無料でもらえるはず、とのことでした。その話に役員たちも納得しました。

西條宗夫会員そして鈴木修先生の考え方は一貫し



真摯な姿勢で回答する鈴木修先生(右奥)と
熟考中の西條宗夫会員(左手前)



菊池直喜岩手会会長のユーモアたっぷりの回答で和んだ
東北ブロック役員の方々の様子

ており、技術もノウハウもなくとも、まずは開業して地道に身に付けていくべきで、いきなり仕事がいかに得られることを想定しているのであれば甘すぎるのではないかと、という話でした。せっかく合格したのに、合格してから開業を悩むなら、なぜ資格を取得したのかわからないし、いつなれば万全になるかといえど何年経ってもそう簡単には万全とはいえないし、そういったことを考えて開業を踏み切れないのであれば開業を止めた方がいい、そこまで言い切っていました。

これには参加者も納得しづらいが納得せざるを得なかったことでしょう。

終始静かに話を聞いていた参加者とガイダンス終了後、講師の鈴木修先生、西條宗夫会員及び東北ブロック協議会役員は、宮城会館そばの焼き鳥屋において懇親会を行ったところ、話しやすい環境になったせいか、参加者の本音がどんどん出てきました。

開業しても妻子を食べさせられない可能性があつて踏み切れない、仕事に来る気がしない、技術に自信がない、できれば測量会社あるいは不動産会社で働きながら土日だけでも開業したいとか、中には直ぐにでも懲戒にあたりそうな相談すらありました。要は土地家屋調査士業界に踏み込んでいきたいけど、初期投資の割に確実な収入が見込まれない以上、思い切ることができず躊躇してしまう、そういうことでしょう。そして同時に抜け道のような方法も探っているのでしょう。

鈴木修先生は懇親会の中でも終始穏やかに話しておりました。そして2時間ほど経ってから、まだ話し足りない参加者を引き連れて、2次会に移動していきました。流石です。

3. 感想編

ガイダンス参加者15名中4名が2月の新人研修会を受講しました。4名の登録は嬉しかったのですが、他方、ガイダンス参加者のほとんどが登録を見送ってしまった現実も判明しました。ガイダンス参加前から開業することを決めている積極的な合格者がそのまま登録したにすぎず、開業の不安を払拭できなかった合格者は見送り組となってしまったのです。

抱える不安を振り払いたくて、すぐる気持ちで参加したかもしれない合格者をあと一押しできなかったという反省も生まれました。見送った合格者はいつのタイミングで登録に踏み切れるのでしょうか。

すでに開業している我々からすれば、どうにか安定して仕事をこなしていても、境界立会のときになれば面識のない相手方に対し十分に礼を尽くし、説得的な根拠を伝え、承知していただくという過程を日々遂行することは、なかなか容易ではないことから、開業という入り口のことなんて云々と思わなくてもありません。しかし、やはり不安なのでしょう。我々も開業時は不安がたくさんあったのに忘れただけかもしれません。

ただ、この合格者向けの開業ガイダンスの位置付けを考えるに、知名度が高いとはいえない土地家屋調査士という資格制度を知っていただき、しかも相当な自己犠牲をはらって合格をもぎ取ってきた方々には敬意を表するとともに、登録という新規参入の障壁を低くすることは土地家屋調査士制度の維持、繁栄のためには重要なことではないか、とこれまで以上に深く認識するようになりました。

一見して自己責任の問題に過ぎないように思われる登録延期という合格者の選択は、現役である我々土地家屋調査士が抱える問題点、すなわち、土地家屋調査士制度の現状のままでは安心して生活できないのではないか、という問題点を照射し、鋭く回答を求められたように感じます。景気が決して良いとはいえない中、日々努力を重ねた合格者こそ、冷静に現状を見つめ、分析し、最適な道を遅ればせながらも探っているのであり、国民全体が感じることを、中でも登録者に最も身近な存在として率直に意見を伝えてくれる役割を果たしているのではないのでしょうか。我々は、こういった意見に対して誠実に応え、不安を取り除き、そして実践に移すという仕組みを提案することが必要であると感じました。この反省を念頭に入れて、次年度の東北ブロック協議会の事業に取り組みたいと思います。

ガイダンス参加者の皆さんにはこの場を借りて感謝申し上げて、結びの言葉としたいと思います。

ありがとうございました。



第31回 日本土地家屋調査士会連合会 親睦ゴルフ大会

開催案内



前夜祭・宿泊

日 時 平成28年7月3日(日) 受 付 午後5時30分から
開 宴 午後6時30分

場 所 『札幌東急REIホテル』
〒064-8509
札幌市中央区南4条西5丁目1番地
TEL 011-531-0109



ゴルフ大会

日 時 平成28年7月4日(月)
場 所 『札幌ゴルフ倶楽部 輪厚コース』
〒061-1264
北広島市輪厚77番地
TEL 011-376-2231
※ 定員は100名を予定しております。

観光

日 時 平成28年7月4日(月)
北海道を満喫する旅：小樽・余市方面で検討中



登録締切

平成28年5月20日(金)
所属の土地家屋調査士会にお申込み願います。

お問合せ先

札幌土地家屋調査士会
〒064-0804 札幌市中央区南4条西6丁目8番地
晴ればれビル8階
TEL 011-271-4593
問合せメールアドレス sta001@mb.snowman.ne.jp

平成27～28年度 研究所研究中間報告

本年度の研究所では、「境界紛争ゼロ宣言!!」をスローガンに、専門資格者としての土地家屋調査士制度を国民に対して理解してもらうため、筆界特定制度の創設10周年にもちなんだ全国の土地法制の研究に始まり、専門性の3つの柱(調査・測量・法律)に更なる研鑽を行い、国策として実施されている地理空間情報活用推進基本計画に則った研究、及び社会問題となった空き家についての研究など、将来を見越した中長期的なものを含め、より専門性を研鑽する必要性に重点を置いた研究とした。部門として、土地家屋調査士に必要な①土地法制、②測量技術、③法整備、④社会問題、⑤諸外国地籍制度、⑥地籍の標準化をキーワードとした、次の6項目の研究テーマを設けた。

①(土地法制)全国の土地法制に関する研究

土地家屋調査士法第25条第2項に規定する筆界に関する地域の慣習が不動産登記法上の筆界の特定の重要な要素であることから、前期(平成25年度・平成26年度)は、担当研究員の所属地域を例に、調査・研究を行ってきたが、今期(平成27年度・平成28年度)は、これを全国的に拡大し、その成果を利活用して、個々の会員がその専門性を磨くための資となるような研究に力を注ぎ、全国の土地法制に関して体系的な取り組みを行うことを視野に入れた研究を行う。本研究は、長期にわたる研究計画として進めていきたいと考えており、この分野で活発に取り組んでいる近畿ブロック協議会へ資料収集の協力をお願いしている。

②(測量技術)最新技術に関する研究

平成26年度に「最新の計測機器を利用した土地家屋調査士業務の研究」をテーマに掲げ、UAVやQZSSを利用した測量の土地家屋調査士業務への活用について研究を行ってきたが、平成27年度においても、上記に基づく研究テーマを「最新技術に関する研究」とし継続的に研究を進めてきた。

特に、3次元の地図データの利用を会員が安価で行える環境を整え、山林の地籍調査の作業効率化を主眼として進め、事業方針大綱に掲げられた地図作りへの貢献や業務拡大への可能性を探っていく研究を進めてきた。

また、平成28年1月12日、制度対策本部・業務部(日調連技術センター)・社会事業部(地図対策室)等と連携し、法務省職員を交えた準天頂衛星システム(QZSS)を利用したLEX観測とネットワーク型RTK観測の比較による不動産登記制度の利用に関する実証実験を先般、皇居周辺の基準点を利用して行い、法務省民事局民事第二課職員へ、LEX観測精度検証による登記測量への実用性について説明し、デモを行ったところである。

③(法整備)『「筆界立会いの代理権・立会い要請権・筆界調査権・筆界認証権」に関する研究』

立会代理権や隣地所有者の特定調査に関する問題など、土地家屋調査士の日常業務の中で、立会を行うに当たり、困難な問題がある中、これらの改善に向け法整備も視野に入れた上で研究を進め、次世代の土地家屋調査士像に迫る研究を行うことで制度対策本部と連携しながら進めている。

また、不動産登記法の権利に対する対抗力だけで不動産管理はできない社会となり、そのような社会に対応した民法の精神も十分に踏まえた法改正の研究を進めている。

④(社会問題)『「空家対策法に対する問題点」に関する研究』

社会問題として明確化された空き家問題やマンションの所有に関する問題、または、相続において手続に支障を来している問題などの全般的な管理者の必要性とその管理者について土地家屋調査士の職能を活かしていく必要性について、法務省及び日本司法書士会連合会をはじめ関係団体における有識者等とも意見交換・情報収集を行い、さらに、各都道府県の取組の現状や土地家屋調査士会の対応状況等を把握しながら研究を進めている。

⑤(諸外国地籍制度)諸外国の地籍制度に関する研究

アジアの近隣の国、地域をはじめ、EU諸国及び東南アジア地域等諸外国の地籍制度・登記制度等の研究を重ね、諸外国同士の比較や日本における制度との比較を目指して進めていく。特に東アジア(韓国・台湾)、東南アジア(カンボジア)、南アジア(ブータン)を中心に行う予定である。

⑥(地籍の標準化)地籍管理に関する国際標準化についての研究

国際測量者連盟(FIG)が提唱し、ISO / TC211において策定が進められている土地行政管理領域モデル(LADM)に関する調査研究及び世界の地籍制度の国際比較を行うことにより、現在、問題となっているTPPとも絡め、日本における表示登記制度・土地家屋調査士制度の制度的意義を明らかにするための研究を行っている。

また、権利、責任、制限等々、人と土地の間にある様々な地籍情報が、位置情報を含め国際標準化(ISO19152)されている中で、IOTを利用した第4次産業革命のものづくりをする自動車産業等、あらゆる産業機器のネットワークツールの基盤情報として利用されようとしている。このような状況をいち早く捉え、土地家屋調査士業界においても不動産登記法の枠内にとらわれることなく、地籍制度の大枠の視点からの探究を行っている。

また、前年度に引き続き、会員のみでなく、外部の有識者からも研究員を迎え、表示登記制度及び土地家屋調査士の業務と制度の充実に関する研究や土地家屋調査士と地籍制度の関わりに関する研究を行っている。

これらの研究テーマについては、平成28年度においても継続して研究するが、各テーマについての研究の中間報告について本号から数回にわたり掲載するので、会員の皆さんにおいても、是非、一緒に土地家屋調査士制度及び不動産登記制度について考える機会としていただきたい。

研究所長 小野伸秋

「全国土地法制に関する研究」 中間報告

古関大樹(滋賀会学術顧問・京都女子大学非常勤講師)
高橋順治(千葉会)
福永正光(愛知会)

1. はじめに

前回の研究グループでは、千葉県・福井県・滋賀県を事例に各県における明治の地籍図の成立過程と地図の性格を比較研究した。研究の終了年次に提出した報告書では、これら三県における明治の地籍図の成立過程と地図の特徴を考察するとともに、明治22年以降に土地台帳の附属地図として備置された旧公図の違いを比較研究した。土地家屋調査士の業務では旧公図を検証しなければならない場面があるが、報告書で示したように、旧公図を観察するだけでは本来的な性格を理解することができない。旧公

図は、その前段階に行われた土地調査(地券の発行・地租改正・地籍編製事業・地押調査)の成果が複雑に重なり合って作られたものであり、非常に大きな地域差を含んでいる。前回の報告では、地域差が生じた背景と内容、旧公図に至るまでの歴史的変遷を検証し、旧公図の成り立ちを検証するための課題点を整理した。

今回の研究は、前年の成果を発展的に継承し、現在の近畿ブロックにおける比較研究を進める。今回は、千葉県・福井県・滋賀県といった地理的に離れた地域の比較研究であったが、今回からは一つのまとまりを持った地域を対象としたい。

近年は、土地家屋調査士の単位会においても明治の地籍図に対する検証活動が活発化しており、研究成果を独自に書籍にまとめた地域も増えてきている。前回・今回の活動を通して、いわゆる「地域の慣習」について全国各地で関心がある方々と様々に対話する機会を得ることが出来たが、「それぞれの地域における固有の特性」を本質的に理解するためには、異なる地域の人と話をしはじめて分かるというこ

とに何度も気づかされた。例えば、方言やお雑煮といった文化においても似たような話がある。地元の人にとってはなじみがあるものほど、そのものが「地域で固有の特性」を持つことに気づきにくい場合も少なくないであろう。土地や筆界に関する「地域の慣習」も同じような問題を抱えており、地元根差した詳細な検証活動ももちろん大切であるが、異なる地域の人たちとの対話を通して地域の個性とそれが生じた要因を探ることが重要と思われる。

2. 明治の地籍図と地域差

明治の地籍図とこれを基に整備された旧公図の具体的な地域差は、今後の研究活動によって明らかになるものと思われるが、ある程度の指標がなければ理解を進めることが困難である。旧公図の基礎となった地押調査(明治18年～19年頃)は、地租改正事業(明治6年～14年)の成果を検証したものである。旧公図を理解するためには、それぞれの地域の地租改正事業の性質を理解することが重要となるが、これについては大蔵省が明治15年に刊行した『府県地租改正紀要』にある程度まとめられている。

図1は、『府県地租改正紀要』を基に、当時の府県のズレを地図にまとめたものである。地租改正は、廃藩置県後に誕生した府県が統廃合された時期と重なり、その姿形は現在の都道府県とは必ずしも一致しない。また、政府からある程度の方針は示されたが、土地の測量や地図の作製は府県に一任されたため、マニュアルや雛形の変更も容認された。なお、同書には測量方法や使用された器具、製図方法などについても記述されている。

近畿ブロックを例にすると、京都府の場合は旧京都府と旧豊岡県と異なり、後者は現在の兵庫県にもまたがっていた。兵庫県の場合は、これに加えて旧兵庫県・旧飾磨県・旧名東県があったが、旧名東県は江戸時代には徳島藩(阿波国)の影響下にあり、同県との関わりも考える必要がある。大阪府は、現在の大阪市に相当する旧大阪府とその周縁地を管轄した旧堺県があったが、同県は大和国(奈良)をかなり長い期間管轄した。滋賀県は旧若狭国と、和歌山県は旧渡会県(三重県)と影響した時期があり、近接地域との影響の検証がいずれの地域でも重要となってくる。

3. 研究の目的と方法

本来であれば、すべての地域で詳細な検証を行うことが望ましいが、報告書をまとめるまでの時間的制約や、災害や戦災によって資料の残り方が悪い地域もあり、網羅的に研究を進めることは困難である。対象の範囲も広いことから、市区町村役場や法務局の資料を中心に、まずは残された旧公図の違いを明らかにすることを目的としたい。

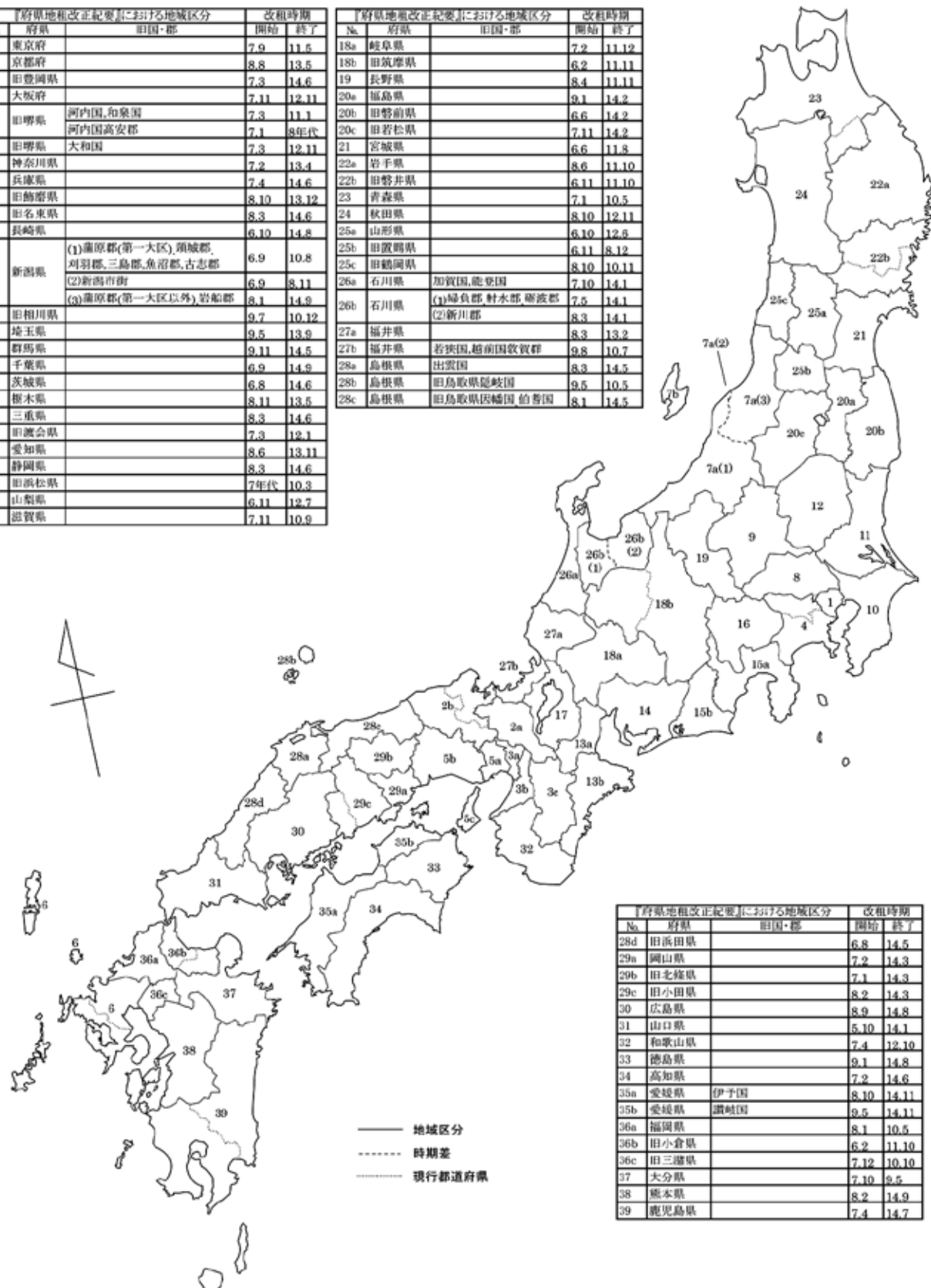
研究員は必ずしも近畿ブロックの各地に精通しているわけではないが、研究を進めるにあたって大きな助けとなるのが、2005(平成17)年の不動産登記法の大改正に際して単位会が調査報告した資料群である。その内容については、単位会によって開きはあるが、膨大な写真資料が含まれているものもあり、まずはこれらを基に地域資料の理解を進めたい。学術雑誌や自治体史などですでに研究が進んでいる地域や、博物館や図書館のデジタルアーカイブなどを通して文献や資料の収集も並行して進める予定である。

また、各土地家屋調査士会では、地域の旧公図や資料に精通している方々がおられると思われるが、これらの方々にご教授をいただき、旧公図の成り立ちの違いの分析を進めたいと考える。本稿入稿時には本格的に実施できていないが、旧公図や明治の地籍図に関する共同勉強会のような形が開けないかと考えている。2016年2月26日には、大阪会をお借りして近畿ブロックの各土地家屋調査士会の役員の皆様や精通している方々に集まっていただき、その環境整備のための会議を行った。

当テーマのような研究は、地元の学芸員や研究者との協力関係の構築が求められ、また、都道府県内の様々な地域の地図にあたった数が必要とされる。そのため、経験が豊富な方々に知識や情報が蓄積される傾向がどうしても強い。これまでも研修会などで蓄積された経験の共有化が進められてきたものと思われるが、土地家屋調査士制度が制定されて60年以上がたち、世代交代が進む中であって、その役割は従来以上に高まっている。本研究を通して、地域を結びながら旧公図を検証するための環境と課題の整理を進めたい。

『府県地租改正紀要』における地域区分				改租時期	
No.	府県	旧国・郡		開始	終了
1	東京府			7.9	11.5
2a	京都府			8.8	13.5
2b	旧豊岡県			7.3	14.6
3a	大阪府			7.11	12.11
3b	旧堺県	河内国, 和泉国		7.3	11.1
3c	旧堺県	河内国高安郡		7.1	8年代
4	神奈川県	大和国		7.3	12.11
5a	兵庫県			7.2	13.4
5b	旧飾磨県			7.4	14.6
5c	旧名東県			8.10	13.12
6	長崎県			8.3	14.6
7a	新潟県	(1) 蒲原郡(第一大区), 頸城郡, 刈羽郡, 三島郡, 魚沼郡, 古志郡 (2) 新潟市街 (3) 蒲原郡(第一大区以外), 岩船郡		6.9	10.8
7b	旧相川県			6.9	8.11
8	埼玉県			8.1	14.9
9	群馬県			9.7	10.12
10	千葉県			9.5	13.9
11	茨城県			9.11	14.5
12	栃木県			6.9	14.9
13a	三重県			6.8	14.6
13b	旧美濃会県			8.11	13.5
14	愛知県			8.3	14.6
15a	静岡県			7.3	12.1
15b	旧浜松県			8.6	13.11
16	山梨県			8.3	14.6
17	滋賀県			7年代	10.3
				6.11	12.7
				7.11	10.9

『府県地租改正紀要』における地域区分				改租時期	
No.	府県	旧国・郡		開始	終了
18a	岐阜県			7.2	11.12
18b	旧筑摩県			6.2	11.11
19	長野県			8.4	11.11
20a	福島県			9.1	14.2
20b	旧磐前県			6.6	14.2
20c	旧若松県			7.11	14.2
21	宮城県			6.6	11.8
22a	岩手県			8.6	11.10
22b	旧磐井県			6.11	11.10
23	青森県			7.1	10.5
24	秋田県			8.10	12.11
25a	山形県			6.10	12.5
25b	旧置賜県			6.11	8.12
25c	旧鶴岡県			8.10	10.11
26a	石川県	加賀国, 能登国		7.10	14.1
26b	石川県	(1) 婦負郡, 射水郡, 砺波郡 (2) 新川郡		7.5	14.1
27a	福井県			8.3	14.1
27b	福井県	若狭国, 越前国敦賀郡		8.3	13.2
28a	鳥取県	出雲国		9.8	10.7
28b	鳥取県	旧鳥取県因幡国 伯耆国		8.3	14.5
28c	鳥取県	旧鳥取県因幡国 伯耆国		9.5	10.5
				8.1	14.5



『府県地租改正紀要』における地域区分				改租時期	
No.	府県	旧国・郡		開始	終了
28d	旧浜田県			6.8	14.5
29a	岡山県			7.2	14.3
29b	旧北條県			7.1	14.3
29c	旧小田県			8.2	14.3
30	広島県			8.9	14.8
31	山口県			5.10	14.1
32	和歌山県			7.4	12.10
33	徳島県			9.1	14.8
34	高知県			7.2	14.6
35a	愛媛県	伊予国		8.10	14.11
35b	愛媛県	讃岐国		9.5	14.11
36a	福岡県			8.1	10.5
36b	旧小倉県			6.2	11.10
36c	旧三浦県			7.12	10.10
37	大分県			7.10	9.5
38	熊本県			8.2	14.9
39	鹿児島県			7.4	14.7

図1 『府県地租改正紀要』(明治15年2月刊行)における地域区分と地租改正の実施時期
(『日本土地家屋調査士連合会研究所 研究報告書』2015年 に収録)

愛知会広報部活動報告 (ラジオ広報)

愛知県土地家屋調査士会 広報部長 藤吉 竜也

土地家屋調査士を父親に持つ私は、幼少期に父親の仕事について問われますと説明に苦慮し、「土地家屋調査士」と答えると「探偵?」と思われ、測量の仕事と答えても「食料?」と言われ、登記の仕事と言えば「陶器?」といった具合に全く理解してもらえませんでした。そういった体験から何とか「土地家屋調査士」という名称を一般に周知させたいと日ごろから思っていましたところ、本年度から愛知会広報部長を仰せつかりました。支部長当時には、支部で地域のお祭りに参加して、愛知会マスコットである「初代きょうかい君」を動員し、光波測距儀を使った距離当てクイズを行うなどして「土地家屋調査士」の名称、制度を草の根的に広報してまいりましたが、なかなか簡単には効果が上がるものではありませんでした。日々広報の難しさを痛感しています。

さて、愛知会広報部は、平成27年度事業計画として、会務通信等広報誌の発行、マスコミ等を活用した制度広報、寄附講座の実施、その他学生層への資格制度広報、資格業の団体である名古屋自由業団体連絡協議会への参画を掲げております。

会務通信については、理事会報告、研修会報告等本会でされている事業をはじめ、法務局、連合会の情報等を出来るだけタイムリーに会員の皆さんにお知らせできるよう隔月1回程度発行しております。

マスコミ等を利用した制度広報としては、中日新聞朝刊にて「全国一斉不動産表示登記無料相談会」の告知を掲載しました。また、相談会の各会場では愛知会のマスコットキャラである「きょうかい君・あいちゃん」を活用し、広報活動も行いました。

寄附講座の開講につきましては、本年で5年目となり、名城大学法学部にて、平成27年4月8日から7月22日まで、水曜の第2時限で全15講の寄附講座を開講し、受講登録者156名、レポート提出者144名、合格者143名でした。他に大学生を対象としたインターンシップも実施しておりまして、今年度は名城大学から3名の応募があり、会員事務所で2週間程度実習を行いました。

資格業の団体である名古屋自由業団体連絡協議会においては、本年度当番の代表年度であり、自由業の開業3年未満の新人を対象としたコミュニケーションの場としての「自由業フレッシュマンフォーラム」の開催、3大学にて、学生に様々な国家資格業を説明する、「学生のための資格業ガイダンス」を開催、また一般市民に対しては「生活お困りごと相談会」を開催して、様々な相談に対応しました。

他に、例年にない活動としてラジオ放送を利用した制度広報にチャレンジし、平成28年1月7日から毎週木曜日午前中、CBCラジオの「つボイノリオの聞けば聞くほど」番組内で「境界線のつボ!〜土地家屋調査士Q & A」というコーナー（全12回）に当会の土地家屋調査士が出演し、制度広報を行いました。

ラジオ広報に至る経緯

愛知会茶谷会長が大綱にて提唱するマスコミ等を活用した制度広報を実現するため、広報部では平成26年度からラジオ放送によるCM、番組を検討しました。予算的に番組を持つことは困難であるので、番組内のコーナーで土地家屋調査士の業務について説明し、土地家屋調査士という資格名称を広く一般市民に認知してもらう企画に決定いたしました。

企画の概要は、アナウンサーとの対話式のQ & Aで、実際にありがちな事例を説明し、こんな時は土地家屋調査士に依頼していただくとトラブルが防げます、という内容です。

平成26年度は台本の元ネタを作成し、平成27年度はラジオ局、番組の選定、見積りの検討、台本ネタの選定を行い、二度の理事会を経て審議可決しての企画実行となりました。番組としては東海地方ではトップクラスの人気番組であるCBCラジオの「つボイノリオの聞けば聞くほど」に決定しました。ちなみに「つボイノリオ」氏は今もってカラオケで歌われている迷?曲「金太の大冒険」(レコード発売後20日で放送禁止)を歌った方です。

CM作製・番組収録

理事会での承認を得ましたので代理店と契約し、CM内容、放送台本につき詳細な打合せを経てCM制作に入りました。

CMといっても予算の都合上、番組のコーナー終了時に流す20秒のものですが、制作会社のプランナーに、個性的で素晴らしい9つの案を提案していただきました。

その中から「そんな時は編」「ヒーロー登場編」「こうなる前に編」の三つに決定し、収録する運びとなりました。CMはラジオ局ではなく制作会社のスタジオにて、CMのプランナー、プロデューサー、ミキサー担当者、ナレーター他多数の関係者が参加して行われました。まずはCMのBGMを決めることから始まり、音楽一つでCMの印象がガラリと変わ

るのでかなり迷いましたが、プロのスタッフの方々にアドバイスを頂き、自分達の感性を信じて音楽を決め、プロのナレーターの方々に原稿を読んでもらいました。

これも読み方でCMの印象が全く変わるので、何度も声の調子、スピードを変え、音楽もいろいろなものを試していただき、納得のいくものができました。愛知会HPに音源をリンクアップしてありますので是非聴いていただき、よろしければ、連合会、各土地家屋調査士会にてラジオCMとして放送いただけると幸いです。

その後、本編の番組コーナーの収録は、台本作家の方が作製した台本の修正を経て、CBC放送局のスタジオにて2回分の放送をまとめて収録しました。これまた衝撃的だったのは、収録が始まって台本を目で追っていたのですが、思わず自分の目と耳



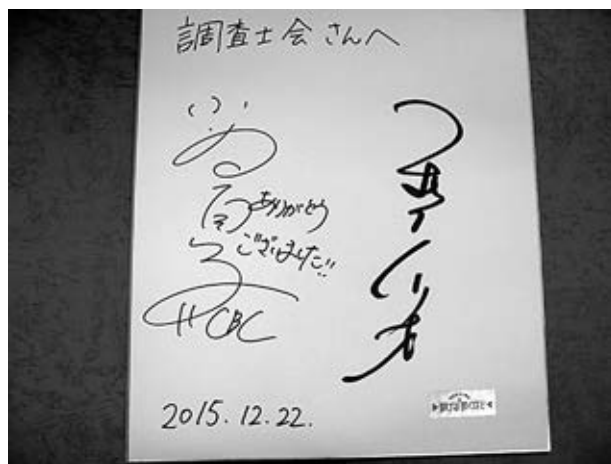
CBC建物写真



DJと斉藤会員



DJと斉藤会員記念写真



DJサイン色紙



全員での記念写真

を疑いました。いま、台本のどこを読んでいるのかわからないのです。DJと相方のアナウンサーがアドリブ全開なのです。私は同席していただけでしたが体が汗ばむのを感じました。しかし、当会の出演者である齊藤理事は全く初めての体験にも関わらずアドリブに的確に対応し、見事に番組として成立させ、収録は一発OKとなりました。その後も数週にわたり、何人かの会員が収録に挑みましたが、いずれの会員も見事に収録をこなしております。マイクテストまでして人選した甲斐がありました。

また、全12回のラジオ放送の内1回分を名古屋法務局の筆界特定制度10周年のPRに提供し、法務局職員もラジオに出演するという画期的な試みも行われ、法務局、支局、出張所にポスターも掲示いただいております。

放送開始から

1月7日午前10時30分頃、第1回の放送が開始。齊藤理事とDJつボイノリオさんの声がラジオから聞こえてきて、担当部長として安堵感を覚えましたが、まだまだ収録は続きます。収録には出演者と共に担当副会長若しくは部長が同行し、アドリブの表現が適正かどうかを判断しております。番組を放送することが目的ではなく、土地家屋調査士の名称を広く一般に周知させることが目標であり、最終収録日まで集中して台本の精査を行っていきたいと思います。

マスコミというのは非常に特殊な世界で、どの代



ラジオ放送ポスター

理店が良いのか素人が容易に判断できるものではありませんが、幸いなことに、CBCラジオ、代理店、CM制作会社の各担当者には格別の配慮を頂くことができました。

CMの制作では、全くの無の状態から音楽やセリフを組み合わせ、まるで手品のようにCMが出来ていくプロフェッショナルの技術を観させていただき、放送の収録ではラジオ局のスタジオに入り、ベテランDJの話術を生で聞かせていただくなど、普段の生活では決して体験できない経験をさせていただきました。愛知会、放送業界に通じた会員並びに土地家屋調査士という職業を理解しようと土地の境界や登記について一生懸命勉強し、最高のサポートをしていただいた代理店や制作スタッフの方々に感謝して報告いたします。



あいち境界シンポジウム2016

～あなたにとっての境界線は？～

【趣 旨】

土地家屋調査士制度制定から60年以上の月日がたつ中で、土地家屋調査士(以下「調査士」という。)の認知度が低いことは、兼ねてからの課題である。その結果、受験者数が年々減少傾向にあり、平成27年度の受験者数は、4,568名である。

この結果に対して、土地や建物に関する業務とは無縁の専門家の話や意見を聞くことによって、調査士が自ら作った固定概念である意識の境界線を少し広げてみようという新しい試みである。

【日 時】

平成28年2月6日(土)午後1時～午後5時

【会 場】

ウインクあいち(愛知県産業労働センター)
2階大ホール

【主 催】

愛知県土地家屋調査士会
後 援：名古屋法務局
協 賛：公益社団法人愛知県公共嘱託登記土地家屋調査士協会

【第一部 基調講演】

「みんながあなたのファンに!ファンの作れる境界線!」
あなたとわたし、保つべき境界線と越えてもよい境界線
笑顔とコミュニケーションの達人
Office アイム代表 森川 あやこ氏

1. プロフィール

兵庫県生まれ、大阪府吹田市在住。

高校在学中17歳の時に映画化記念オーディションで78,000人から選ばれた元女優

その後、人材関連業界や大手コールセンターにて勤務し、その経験とノウハウを活かし大手研修会社所属企業研修講師として接客力アップ、管理者育成、応対品質向上、営業力・販売力向上、クレーム対応力アップ研修等を担当

現在はOfficeアイムの代表として、「笑顔」「コミュニケーション」「表現力アップ」「チームワーク」に関する講座・講演・研修を全国各地で開催する。

第6回国民的美魔女コンテストファイナリスト
WEB賞受賞

2. ファンを増やす方法

(1) 日々の出会いをチャンスに変える。

何気ない日常の中で、多くの人と出会うことがあります。ただ普通にやり過ごす日々を送られていませんか?そういった出会いにチャンスは転がっています。出会った人から『何か良いね』と思われるような関わり方を心掛けてください。

そのための方法として、何気ない笑顔と共通の話題づくりで、相手の境界線にさりげなく入れてもらうようにしてください。

(2) もう一度会いたいと思われる存在になる。

人は、何気なく見た目ですぐに人を判断します。見た目をよくすることで、もう一度会いたいと思われる存在になってください。その方法として、景気のよさそうな顔やついている顔を心がけること。そのためには、明るい表情でいること。ついていると思われる人と付き合うこと。自分がついている人間であると思ひ込むことが大事であります。そうすることで、気持ちがポジティブになり、人を惹きつける存在になれる。

(3) 会うと得をする人になる。

色んな情報に満ち溢れている人。また、いろんな情報を聞ける存在になりましょう。聞き上手な人、居心地がいい人になるように心掛けてください。

(4) リアクション上手になる。

話をしている人が、話をして良かったと思うようなリアクションを心掛けてください。

以上を行うことで幸せな情報を取り入れたり、幸せな出会いを増やすことができます。出会った人との間にある見えない心の境界線にさりげなく入れてもらい、あなたのファンを増やしてみてください。

【第二部 基調講演】

「服装が果たす役割、服の力」

装いで決まる信頼されるかどうかの境界線

パーソナルスタイリスト創始者

ファッションレスキュー代表取締役 政近 準子

1. プロフィール

パーソナルスタイリスト創始者

(有)ファッションレスキュー社長

日本を代表するアパレル企業 株式会社東京スタイル ファッションデザイナー出身

25歳でイタリアへ移住後、【その人を輝かせる服を提案できるパーソナルスタイリング】の必要性を提唱

2001年、起業し、日本で初めて、タレントやモデルだけではなく一般の方にもスタイリングを提案。政治家、会社社長、管理職、起業家などの様々な顧客を持つ。ファッションレスキュー全体で、延べ1万人以上をスタイリング。ファッションレスキューサロン経営。国内最大プロパーソナルスタイリスト所属事務所ファッションレスキュー設立。

日本初、百貨店にパーソナルスタイリングスキルの導入

2. 服装で信頼を得る方法

(1) 作業着について

調査士は、作業着を制服のように常日頃着用していますが、デザインであったり、サイズ感であったり、見た目に気を付けて作業着を選んだことはありますか？「作業着姿が地味」、「消防職員

みたい」とインターネット上に書き込みが存在します。作業靴だけデザイン性のあるものに変えてみることで印象が大きく変わります。調査士目線(固定概念)を変え、装う力を身に着けることにより調査士の印象を変えることができるのではないのでしょうか？また、そうすることで世間の調査士への評価・認知度向上につながります。

(2) スーツについて

一般的に、スーツには安心感があるため、作業着からスーツに着替えることにより、世間一般に受け入れやすいことは明白であります。ただし、そのスーツの着こなし方によって、相手が受ける印象は様々であります。スーツのサイズ、ネクタイの色合いやデザイン等の良し悪しによって、その印象も変わってきます。ボタンが無数についたシャツを着ていませんか？インナーが見え隠れする丸首タイプのインナーを着ていませんか？ローファー靴(意味：怠け者)を履いていませんか？スーツを着るときのアイテムとしては、全てNGです。時代に合った服装や状況に応じた服装を身に着けることを心掛けてください。そうすることで、好感度や信頼度が向上します。

【第三部 落語】

黄昏亭駄らく氏、お好味家喜楽氏により落語

初めに弟子であるお好味家喜楽氏が、落語をされましたが、話の途中で師匠が『ストップ』と言うと弟子が、ビデオの一時停止のように動きを止め、師匠の解説が入ります。解説が終わるとまた、落語が続くような方法で、見ている方にとっては、とても分かりやすく、間合いがとても勉強になりました。



【第四部 パネルディスカッション】

「プロだから語れる〇〇の境界線」

コーディネーター：愛知学院大学教授田中淳子氏

パネリスト：富士田義博氏(元福井地方法務局長)、伊藤直樹氏(宅地建物取引士)、本多友明氏(一楽山福正寺住職、坊主バー「空と海」)、西川舜優氏(光現寺衆徒)、森川あや子氏、政近準子氏により、物事の境界線、夫婦間の境界線等について討論された。

パネルディスカッションの後に政近氏のスタッフによる全身コーディネートされた茶谷会長が登場されました。開会宣言時には、作業着で登場されましたが、作業着とは打って変わって、サイズ感ぴったりのスーツを着こなしておられ、見違えた姿で閉会宣言をされ、盛大な拍手の中、シンポジウムが幕を下りました。

広報員 上茶谷 拓平(京都会)



「土地家屋調査士インプリメント」について

静岡県土地家屋調査士会 業務部長 古田 潤

我が静岡会では、土地家屋調査士に必要な業務上の成果、工夫、アイデア、そして自分の考え等を会員自身が語り、発表して、その知識をそれぞれ参加者が実装する(知識を身に着ける)場として「土地家屋調査士インプリメント」と題した事業を7年前から会の業務部主体で実施している。

この事業が会の研修部事業ではないことに1つ大きな特徴がある。つまり、研修会とは一種異なった内容であることを重要視しているからだ。そもそも、「インプリメント」という聞きなれない言葉、これは一体何なのであろうか。インプリメントの語源は、一般的には「実行する」「実現させる」などという意味であるが、コンピュータ関連用語としては、ソフトウェアやオプションをコンピュータに組み込んで使えるようにすることで、「実装する」という意味でも使われている。

私たちの仲間である会員が自主的に講師になり、いわば実務を通じて実現してきた成果や考え方等を学習発表会みたいな位置づけで語り、それを参加者に実装していただく、そういった事業である。したがって、基本的に講師役は、県内会員の中から約半年間かけて自主的に発表していただける方を募集する。そして参加者もまた自由参加を基本としている。そのため、過去6回の開催は、すべて土日か祝日に開催されており、強制参加ではないことを裏付けしている。しかしながら、毎回県内の約半数近くの会員が自分の知識を増やすために自主的に参加してくれていることは、担当部としてうれしい限りである。

発表の内容も多岐にわたる。募集内容としては、「土地家屋調査士及び土地家屋調査士業務に係るもの」という条件はあるものの、例えば、①土地調査士業務での技術的工夫やアイデア、②登記基準点の設置から管理まで、③私はこうして他の人が解決できなかった土地の境界問題を解決した、④オンライン申請について、⑤法人化について、⑥後継者の育て方、⑦新入会員からみた土地家屋調査士業務、⑧今だから話せる私の失敗談等、何でもよいことになっている。また、本来のインプリメントの趣旨から発表者に対する質疑応答はなく、自分の考えを自由に述べる事が可能な運営体制をとっている。ここが、

研修部の行う研修会とは大きく趣旨が異なる部分である。この事業は平成21年から始まり、最初の3回は毎年行われたが、その後の開催は、十分な準備期間を設ける意味で2年に一度の開催とした。過去に発表した演題例は、以下のとおりである。

平成21年2月11日(水・祝)の演題

- (1) DIDの登記基準点測量について
いち早く基準点測量に取り組んだ西遠地区における取り組みと今後の展望!
- (2) おじさんでもできるオンライン申請
率先してオンライン申請に取り組む会員の、すぐに役立つ知識が次々と!
- (3) 土地家屋調査士のこれまでとこれから
土地家屋調査士を土地家屋調査士自身が真正面から本音で語ります!
- (4) 土地家屋調査士業務について
土地家屋調査士業務の問題点を語る。業務報酬についての一考察も!

平成22年3月27日(土)の演題

- (1) 「ADR」の発展は時代を拓く
- (2) 「新人研修」の報告と成果
- (3) 「筆界特定」代理申請の望ましいあり方
- (4) 筆界がわかると、土地家屋調査士のポジションが見える

平成23年2月26日(土)演題

- (1) 「土地家屋調査士の未来と連合会」
連合会と単位会の役割
- (2) 「土地家屋調査士とF・P (ファイナンシャルプランナー)」
土地家屋調査士の新たな業務開発にむけて
- (3) 「法務局の業務と土地家屋調査士の関係」
登記の地方移管阻止・もっと法務局を理解しよう
- (4) 「研鑽会で学んだ事を日常業務に生かす」
土地家屋調査士を取り巻く激動する環境に対応できる能力を身につける

平成25年2月16日(土)の演題

- (1) 「事務所の災害対策とBCPについて」
Business Continuity Plan (BCP)
…ビジネス事業継続計画
- (2) 「日本土地家屋調査士会連合会と静岡県土地家屋調査士会の役割」
- (3) 「浜松の公図について ～新たな史料からの考察～」
「畦畔について歴史考察 ～静岡特有の畦畔と江戸城無血開城とのつながり～」
- (4) 「内畦畔、外畦畔と二線引畦畔」

平成26年3月21日(金・祝)の演題

- (1) 『どうして立会証明書は、法定添付書類ではないのか。』
- (2) 『どうして筆界特定の境界標は、設置できないのか。』
- (3) 『官民・民民の同意印について』
- (4) 『地図混乱地域是正の手法(実例)』

平成28年1月11日(月・祝)の演題

- (1) 『土地台帳の読み方と活用方法』
- (2) 『国土調査法19条5項指定制度を利用した民間事業実例報告』

毎回、関東ブロック協議会内の他会の仲間が、わざわざ数名参加し、発表者の持論発表に力を添えてくれている。発表内容の中には、やはり土地家屋調査士は真の法律家であることを再確認できるような学術的なものもある。また、新しい法令の内容や技術をうまく取り入れた実例報告では、今後の土地家屋調査士業界の方向性を占うかのような内容のものまであった。

写真は、本年1月11日に行われたインプリメント



平成27年度「土地家屋調査士インプリメント」開催状況

の状況である。過去の開催と少し異なり発表者を2名に絞り、濃い内容で1つの演題に時間を掛けて発表する方法での開催を試みた。結果は良好。1部の『土地台帳の読み方と活用方法』については、私たち土地家屋調査士が絶対に疎かにしてはいけない専門分野で、昔からの飯の種となっている部分を業務の実例を通じて深く掘り下げ



第1部の発表者 小林会員



第2部の発表者 米澤会員

た内容であった。講師自体は我が会の研修部内にある鑑定技術研鑽会(境界理論・鑑定・実務を掘り下げて自主的に研鑽する会)に所属する会員でもある。参加者からは続編を望む声が多く上がった。2部の『国土調査法19条5項指定制度を利用した民間事業実例報告』についての発表者は、昨年まで我が会の会長を務めた会員で、自らが会長のときに取って時間を割いて、この国土調査法第19条第5項指定制度を利用して業務完了させた実例発表であった。地籍整備推進調査補助金申請から決定通知、報告書の作成方法、金額決定までの流れについて、また、国土調査法第19条第5項指定申請から不動産登記法第14条地図作成要領及び登記所への地図備付までの具体的な手法を報告した貴重な内容である。この実例資料もすべて会のホームページで公開しているため、今後、同制度を利用したい会員がマニュアルとして利用することも可能となった。発表者が会長の際、土地家屋調査士を取り巻く社会環境の変化に対応して「民間活力を利用した土地家屋調査士による地図作りが必要である。」ということを常に主張していたことが思い出される。

私たち土地家屋調査士は、それぞれ個々が、自分の考えを持つ法律家であり、また測量の技術者でもある。特に筆界に関わる業務については、地域の文化や特質まで理解した上で、高度な業務判断が要求されている。

私たち個々の考え方を、広く仲間内に公開し、また新たな知識の1つとして参加した土地家屋調査士がそれぞれに実装していける「インプリメント」は、大変価値のある貴重な事業であると考えている。是非、各会の担当者の方々にも参考にしていただけると幸いである。

境界問題相談センターかながわ 設立10周年記念式典

平成28年1月19日(火)
ナビオス横浜2階「カナル」

「境界問題相談センターかながわ」は、平成17年3月31日に設立され、10年が過ぎ、センター運営委員・相談員・調停員に関わった土地家屋調査士及び事務局職員、横浜弁護士会の弁護士、関東ブロック内の土地家屋調査士及び遠方から京都会の2名の役員が出席して記念式典を開催しました。

面田貴麿センター長の開会の辞に続き、神奈川県土地家屋調査士会岩倉弘和会長の挨拶、横浜弁護士会副会長の来賓祝辞、祝電披露の後、歴代センター長の話がありました。



岩倉弘和神奈川県会長

神奈川会は、ADRセンターを設立するため、横浜弁護士会と協議を始めましたが、当初は理解を得られませんでした。しかし、何度かの協議を重ね、平成15年に弁護士会との準備委員会が作られました。土地家屋調査士会が、他の組織と一緒に境界についての争いを解決しようとする機関を作るために、弁護士会の委員の方には、教わるばかりでした。時には土地家屋調査士会のやりたいことと弁護士会の考えの違いで、ぶつかることも何度かありましたが、平成16年に協定書の締結が出来ました。準備委員会を推進委員会に変えて、規則、運営方法、事務手続等について検討し、事務所の工事、相談員・調停員の研修を行いました。そして、平成17年3月31日、メディア等の記者発表、記念式典を行い開設しました。

開設当初は、広報活動に力を入れました。法務局、市役所等にポスターを貼り、リーフレットを置かせていただきました。相談案件は定期的にありましたが、調停を行う案件は多くありません。相手方に調停の案内をしても、なかなか、出て来てもらえませんでした。まだADRという言葉も浸透していませんでしたし、話合いで解決できるのかと疑問視され



ていました。また、会員からは、会費を使って運営していますので、費用対効果や、センターと会の関係について、理事会、支部長会議でよく質問があり、理解を得るのに苦労があったようです。平成18、19年には、モンゴルの裁判官、弁護士等の司法関係者が、モンゴルで調停を行うため、視察に来られました。平成19年には法務大臣の指定を受け、平成21年10月21日 裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律(ADR法)の認証を受けました。

現センター長からは、今後の検討課題として、筆界特定制度(法務局)との連携の強化について話されました。センターと筆界特定は、相談・広報については連



面田貴麿センター長

携を図れるよう協議をしてきましたが、センターで相談した案件が、筆界特定に馴染むと判断して相談者本人が相談票を持って行ったとき、事前に連絡してあったにも関わらず、たらい回しになり、両機関に対して不信感を抱かせてしまった例が挙げられ、組織内部での迅速な情報の共有の必要性を感じたそうです。また、センターで調停を行い、途中から筆界特定に移行する場合、センターで保管している資料、相談内容、調停

期日調書を申請書参考資料として利用できる方策を検討しているとのことでした。

休憩を挟んで、稲葉一人氏による講演がありました。同氏は、センター開設前からADRの調停技法について、研修を重ねていました。開設後は、2泊3日で



講師：稲葉一人氏

土地家屋調査士の運営委員、相談員、調停員及び事務員の研修を行っています。

講演では、「専門家が関わるADR」と題して始まりました。士業団体が主催するADR機関の課題として、事件が申し立てられない。相手方が応諾しない。調停の進め方が裁判の調停に似てしまう。裁判所の調停との区別がつかない。自主交渉援助型調停が紛争を抱える当事者には、また、専門家である調停人には、受け入れられない。同席調停が実施できない等が挙げられました。

また、日本の調停は世界標準ではない。海外では、同席調停が標準で、最初はお互いに自分の主張ばかりしているが、時間がたつにつれ、相手の話を聞くようになり、やがて、自分たちで解決策を探し出すようになり、調停が成立するとのことでした。また、裁判官は調停には関わらないそうです。これからは、裁判と調停の違いをもっと理解してもらい、センターが外へ出て活動することが必要であるとのことでした。

次に、準備委員会、推進委員会、センター運営委員を歴任し、現在、神奈川県土地家屋調査士会の顧



問弁護士である柳川猛昌氏が境界問題相談センターかながわ10年間の総括を行いました。

筆界特定とADRは、ほぼ同じ頃に始まり、利用者にとっては、2つの選択肢があり、制度においては、十分な対応をしてきたと思います。弁護士と土地家屋調査士が、身近な関係になり、お互いの業務を理解するようになりました。土地家屋調査士は、従来、紛争のない業務を扱ってきましたが、紛争の中に飛び込んで、問題を解決しようとする姿勢には、まじめさや、優しさを感じました。しかし、時には、センターが当事者化してしまうことがあるので、センターは中立であることを常に意識しなければなりません。

今後、センターをどのように運営するかがテーマです。会員の人的負担により運営されている、相談件数の減少、調停が少ない等、ADR法の認証を取得した意義を考え、市民に対してどの様に発信し、利用しやすい制度の工夫が必要です。土地家屋調査士のADRは普段の業務と深い関係があり、会員が業務として利用されることを考え、会員に勧められるセンターになることや、費用の見直しも必要でしょう。また、地図混乱地域の筆界や所有権の範囲でもよいので合意文書を取り交わし、紛争のないものもセンターを利用できるようにして、将来の紛争予防のために利用するなど、検討する必要があります。

最後に、山田哲夫センター運営副委員長の閉会の辞で式典は終了しました。

後は、懇親会が行われ、出席者はADRの将来を肴に盛り上がりました。

連合会副会長 海野敦郎(神奈川会)



国土政策フォーラム in 三重

森と水の循環を考える～水源地域の保全に向けて～

日時：平成28年1月9日(土) 13:00～15:40

会場：三重県総合文化センター 男女共同参画棟 多目的ホール(三重県津市)

主催：国土交通省・三重県

国土交通省は、平成27年8月に、今後概ね10年間における国土形成の基本方針として、新たな国土形成計画(全国計画)を策定した。それぞれの地域が個性を磨き、異なる個性を持つ各地域が連携する「対流促進型国土」の形成を目指すこととしている。地域が自ら考え、実践することで、「対流」を促すことを目的に、国土交通省と三重県が共同で公開討論会を開催した。

はじめに、主催者である国土交通省国土政策局長の本東信氏から、国土は私たちの生活の場であり、社会活動、経済活動の基盤である。その国土が大きな転換点を迎えている。国土を守り次世代に繋いでいくことは、現代を生きる私たちの責務であると挨拶された。

続いて、三重県知事鈴木英敬氏が、三重県の森林は、充実期が近づいている中で荒廃していく危惧がある。平成27年7月「三重県の水源地域の保全に関する条例」がなぜ制定されたのかを多くの皆さんに知っていただき、あらためて森林の恵みを感じる機会としていただきたいと挨拶された。

第1部 基調講演

「森林の不明化の危機～失われる国土～」

公益財団法人 東京財団

研究員兼政策プロデューサー 吉原祥子 氏

論点

- ・土地の所有・利用実態に関する情報基盤やルールの未整備(時代の変化と制度の乖離)
- ・森林(土地)の「管理放棄」「権利放置」の増加と、「所有者不明化」の進行
- ・地域の資源保全、土地利用、防災、徴税等における

る支障のおそれ

- ・森林(土地)の持つ公益性を誰がどう守るのか(実態把握と制度見直しの必要性)

高齢化、人口減少、林業低迷、森林の資産価値の低下といった地域社会の縮小。また、土地、水、森が国際的な投資対象となる経済活動のグローバル化といった時代に、売買・利用ルールが不十分なまま、所有者不明化が進行するおそれがある。

現行の土地制度は、所有権が強く、売買・利用規制も緩く、時代の変化に対応できていないため、土地の所有・利用実態に関する基礎情報を行政が把握しきれていない。

登記放棄される森林面積の試算、相続未登記の実例、東京電力福島第一原発事故の中間貯蔵施設予定地の地権者の半数が不明等々、具体的な資料を提示され、地域にとって守るべきことは何かを問いかけた。

「人口減少とグローバル化」「土地の二極性」という時代の変化をふまえた制度の見直しとして次のように提言した。

〈国〉には、

- ①不動産登記制度や地籍調査等、既存制度の見直し



本東 信氏



鈴木英敬氏



吉原祥子氏

- ②国土・資源保全の観点からの実効性ある売買・利用ルールの整備
- 〈地域〉には、
- ①地域の森林(土地)の所有・利用実態に関する基礎情報の整理
 - ②低・未利用地にかかわる、新たな土地所有・管理の仕組みの創出
 - ③情報発信

第2部 パネルディスカッション

「森と水の循環を考える～水源地域の保全に向けて～」 パネリスト

東京大学名誉教授	太田猛彦 氏
味の素ゼネラルフーズ株式会社代表取締役社長	横山敬一 氏
認定NPO法人森林の風会長	瀧口邦夫 氏
大台町長	尾上武義 氏
国土交通省国土政策局長	本東 信 氏
三重県副知事	石垣英一 氏
コーディネーター	吉原祥子 氏

1部の問題提起に対し、企業、NPO法人、行政、自治体それぞれの観点から議論がされた。

【国土交通省】

所有者不明土地は、公共事業のみならず民間も含め、土地取引や東日本大震災の復興でも非常に問題になっている。国土交通省では昨年4月「所有者の所在の把握が難しい土地への対応方策に関する検討会」を立ち上げた。不動産登記専門家、森林組合、都道府県市町村、学者と様々な分野の有識者からなり、関係省庁である法務省、農水省、総務省とも連

携をとり検討を進めている。

課題として、

- ①所有者探索における実務担当者の負担を軽減するための方策
- ②所有者不明土地を増やさないためにはどうしたらよいか
- ③所有者不明土地を利活用するにはどうしたらよいか

今後の検討の方向性は、①は事例を盛り込み実務担当者が使い勝手の良いガイドラインを作る。②は相続時の農地・森林の届け出、登記等の周知、普及、啓発を進める。③は農地法、森林法の改正による利用権設定の制度を活用していく等。

従来は作為・利用といった一定のアクションをどうコントロールするかが都市計画、国土利用において重要なテーマであったが、少子高齢化の時代は不作為・放置をどうコントロールしていくかに変わってきている。それに応じて制度を変えていかなければならない。任意であるという不動産登記制度の在り方においても問題意識を持っていきたい。

三重県の地籍調査実施率は9%、全国平均は51%、地図づくりは出発点でもあるので、是非、地籍調査を進めていただきたい。

【大台町】

林業は昭和39年の木材全面輸入自由化、2度のオイルショック、バブル崩壊等による景気の後退等により低迷した。森林所有者の関心は低下し、手入れの行き届かない森林、境界の不明確な土地が増え、所有権の放棄に繋がっている。10年くらい前に、外国資本による水源地域の土地売買の話があり取引に至らずにすんだが、今後も危惧するところである。

森林法が改正されて、所有権の移転があった場合には事後の届け出が義務化されたが、事後では既に遅く対応はとれない。三重県の条例制定により土地売買の事前届け出が義務化されたことは、不当な取引を避けられるとして期待している。

国立研究開発法人森林総合研究所の森林整備センターの水源地林造成事業等の制度を昭和30年代から活用し、森林の荒廃防止、災害に強い森づくりへの取組をしている。森林整備センターの負担で適切な整備ができ、地上権が設定されることから不当な取引を回避できる有意義な事業である。

【三重県】

三重県の森林・林業の現況、抱える課題、森林の



パネルディスカッション

公益的機能、三重県水源地域の保全に関する条例の基本理念、基本施策等を説明された。水源地域と特定水源地域の2つの地域指定は他の県にはない三重県の特徴である。特定水源地域においては森林法に基づく保安林の指定、森林所有者との協定に基づく森林整備や市町等による水源林の公有林化等、公的管理を進めていただきたい。森林所有者だけではなく、県民が森林から水の恩恵を受けていることを認識し、森林の大切さに関心を持つことが将来の水源地を守っていくことである。

【国土交通省】

水循環基本法に基づく水循環基本計画(5年間)を7月に策定した。流域単位で流域水循環協議会を作り、その役割は、渇水対策、水環境の保全と回復、地下水の実態把握、水循環に関する教育・普及啓発であり、水源地域の保全に大いに役立つことと考えている。全体像を説明され、森林の整備、保全を連携して取り組むことが大事であるとした。三重県の条例は水循環基本法の目指すところにマッチしたものである。

【研究者】

森林荒廃の原因は材価の下落による林業の低迷にある。日本の森林は蓄積量が増えて豊かな時代にあるが、一方で木材の利用は減少。そこに至るまでの歴史的流れを紹介された。林業が衰退している現在、今後の林業の再生進行に向けては、林業関係者だけが頑張るのではなく、地元民、企業、NPO等、多様なグループがその取組に参画していくことが大事である。

【企業】

味の素ゼネラルフーズの「ブレンディの森」活動は、森を整備することで水を育む森の機能を回復させることを目的としている。「ブレンディの森 鈴鹿」では、階層構造を持つ豊かな森づくり、森を巡る回廊づくり、いつも小川の水の流れる森づくりなど、1年半で10回の活動を実施し、延べ700人弱が参加している。また、展示スペースの設置、地域の子供たちを招待しての森の学校、地域の方々と協働で地域活性化等に取り組んでいる。「ブレンディの森」の活動は企業活動と一体となった欠くことのできない活動となっている。

【NPO法人】

森と水と環境を考える水源地域の保全に向けて「NPO法人森林の風」を設立した。会員数は現在33名、セミプロ的な活動を目指している。年間20回程度の「まちのきこり人育成講座」を開催し、人材育成と会員の技術向上を図り、森林環境教育での啓発活動と企業10社とタイアップした森林保全活動を行っている。

【三重県】

「災害に強い森林づくり」と「県民全体で森林を支える社会づくり」を進めるため、「みえ森と緑の県民税」を平成26年4月から導入した。森林は木材生産だけでなく、水を貯える、地球温暖化を防ぐ、山崩れや洪水を防止する等の大切な役割を果たし、森林からもたらされる恵みはすべての県民が受けていることから、県民に幅広く負担していただいている。

【研究者】

森は、環境、国土に大きく関係している、国民全体で考えていかなければいけない。森は成長すると蒸散作用と遮断蒸発によって水を消費する。解決する方法は、適切な林業によって木を切ることである。森・里・川・海、流域圏が連携し、みんなで盛り立てる。林業と水源かん養機能は両立することも知っていただきたい。

最後に、コーディネーター吉原氏は、政策面・制度面、自治体・企業・NPOの取組、学術的観点から大局的な話を多面的に伺うことができた。基礎自治体、NPOの取組を集約し、その課題を洗い出し次の施策に繋げ、またそれを国に投げかけていき、これらの取組を次の世代に繋いでいくためにも、県の役割はとて大きいように感じると述べられた。

また、主催者の国土交通省の本東氏は、既に三重県では県民と行政、県と自治体の連携が取れ、企業とNPOの連携も取れている。この素晴らしい動き、取組を県内はもちろん全国的に運動として広めていただきたい。国土づくりは計画を継続して実践していく運動である。引き続き、運動を一緒にやらせていただくと結ばれた。

(国土交通省「所有者の所在の把握が難しい土地への対応方策に関する検討会」には、日調連から岡田潤一郎副会長が委員として参画しています。)

広報部 上杉和子(三重会)

土地家屋調査士名簿の登録関係

登録者は次のとおりです。

平成28年 2月 1日付			
東京	7924	瀧本 清治	東京 7925 三柴 靖征
東京	7926	朝倉皓二郎	東京 7927 堀江 拓
東京	7928	中村 和義	東京 7929 杉野 雅也
東京	7930	岩井 政徳	東京 7931 奥山 琢人
神奈川	3025	原野 敦士	埼玉 2608 荻野 誠
埼玉	2609	武藤 拓也	埼玉 2610 小野 健
埼玉	2611	村岡 洋治	千葉 2165 高橋 恒史
千葉	2166	大岩 もえ	茨城 1444 飯山 裕也
茨城	1445	仲内 敦史	栃木 928 見山 義道
群馬	1044	若月 隼人	静岡 1777 勝亦 幸正
静岡	1778	杉山 正治	長野 2595 成田 充
大阪	3269	中西 吾郎	大阪 3270 三谷 俊介
大阪	3271	金子 友紀	京都 877 高橋 拓
京都	878	今面 広	兵庫 2465 山住 正
兵庫	2466	山田 充宏	奈良 439 山本 晃平
滋賀	444	平沼 康宏	愛知 2908 徳田 章吾
愛知	2909	天野 晃浩	石川 663 南 雅之
広島	1874	鈴木 克巳	鳥取 471 國米 剛
鳥取	472	森木 琢磨	福岡 2290 中辻 雄介
鹿児島	1074	松木蘭貴志	沖縄 495 大城 哲也
福島	1480	古川 造吾	徳島 507 登佐古健太
徳島	508	中西 裕一	
平成28年 2月10日付			
東京	7932	倉繁 幹直	東京 7933 佐藤 亮介
東京	7934	新谷 康文	神奈川 3026 臼井 伶衣
神奈川	3027	白川 光世	兵庫 2467 中川 忠士
兵庫	2468	矢野 太作	奈良 440 横原 靖幸
愛知	2910	中山 武紀	岐阜 1275 堀田 幹雄
広島	1875	松浦 清文	高知 670 櫻木 徳男
平成28年 2月22日付			
東京	7935	南 順平	東京 7936 龍田 寿志
神奈川	3028	池富 嗣勇	埼玉 2612 森田 篤
茨城	1446	宮本 直之	和歌山 436 谷久保浩二
愛知	2911	福島 克	鹿児島 1075 西 亮輔
秋田	1034	佐々木修一	

登録取消し者は次のとおりです。

平成26年12月23日付	東京	3919	安部 清
平成27年12月 2日付	香川	547	高田 善清
平成27年12月 3日付	福島	1303	三浦 一夫
平成27年12月14日付			
愛知 1656	杉浦 春男	岐阜 1028	古田 和久
平成27年12月15日付	愛知	1769	山本 孝文
平成27年12月22日付	茨城	756	小沼 巖
平成28年 1月 5日付	岩手	1015	及川 正己
平成28年 1月15日付	福岡	1180	安部 勝周
平成28年 1月16日付	神奈川	1318	木村 利夫
平成28年 1月17日付	神奈川	93	稲葉 隆
平成28年 1月19日付			
静岡 1143	酒井 長次	徳島 256	平岡 宏成
平成28年 1月20日付			
東京 7039	岩井 徳雄	愛媛 637	近藤 正博
平成28年 1月24日付	埼玉	1267	常見 秀俊
平成28年 1月27日付	香川	621	岡田 啓作
平成28年 1月28日付	広島	1318	川野 公造
平成28年 2月 1日付			
千葉 1678	石橋 淳三	長野 2397	北城 厚
山口 813	柴田 浩志	福岡 1002	栗原 義雄
熊本 409	島田 静二	札幌 683	網野 敏
平成28年 2月 3日付	東京	6740	濱野 長歳
平成28年 2月10日付			
埼玉 2445	吉野 榮一	千葉 1828	田嶋 純一
大阪 2934	志賀 康宏	岐阜 567	長谷川 好
福岡 1686	千代島 稔	福岡 2231	高崎 忠士
大分 575	山川 暉朗	宮崎 535	後藤 昭彦
徳島 262	松田 憲治	愛媛 463	加地 清
平成28年 2月22日付	茨城	1246	田口 和宏

ADR 認定土地家屋調査士登録者は次のとおりです。

平成28年 2月 1日付			
神奈川2825	小澤 勇人	栃木 928	見山 義道
熊本 1193	濱水 剛		
平成28年 2月10日付			
東京 6497	星川 匡	東京 7590	松崎光太郎

長野会

『諏訪御柱を楽しむ』

長野県土地家屋調査士会 広報部長 西山 登美男

神様の境界？

本年は全国の諏訪神社の総本山諏訪大社(長野県諏訪市)で御柱祭が行われる。この祭りは、7年ごとに開催され、その特殊な神事から、全国に奇祭として知れ渡っている。御柱祭は、社殿の四方に曳き建てられてある5丈余(約16m)の柱を新しく立て直すこと(御柱の曳行及び建立)、上社および下社の御宝殿を改築し、遷宮を行うこと(宝殿の造営及び遷宮)の2つの神事からなる。

諏訪大社の「社例記」によれば、「“山作り”(山人の集団、土地の人はヤマミと呼ぶ)が正月寅(申)の日に潔斎(酒や肉を慎み)して身を清めたのち、御山に入り五丈五尺の円本八本を伐って用材(御柱)とする。御柱はお休み場で安置された後、三月寅(申)の日に合わせて御旅寝神(茅野町玉川字子之神区)まで曳き、翌日神川原に引き出す」とある。“山人”は御柱の伐採の御用を務める特別な氏子であり、戦国時代諏訪郡を領していた甲斐武田家が、天正六年戊寅の年に式年造営を命じた際の造営帳にも記載されており、その地位の高さが窺える。

江戸時代の“山作り”の、仕来り、を原田新兵衛翁の手記から抜粋すれば、

①当番役(仕切り役)の決定

その年の正月元旦しめ飾りを張り、不浄の者を除いた残りの家から当番役を決める。

②山の神の祭祀

正月寅(申)の日に当番役の家に集まり、大任が無事奉仕できるよう祈願、神酒を捧げ祝う。

③火焼式(火入れ式)

伐採に使用する一切の道具に韃(フイゴ)に掛け清める。

④御柱木の伐採

二月に伐採用具、食料・布団など生活用具一式を持ち寅(申)の日に登山する。御小屋明神の祠の前で神酒と肴を献つる、伐採用具を供え、泊まり込

み、七日掛けて御柱木を伐採し、御小屋明神にお礼を奏し下山する。

⑤御柱棒割

伐採を終え下山、御柱を曳く人足数の割当てを集落毎に領主高島(諏訪)藩に届け出る。(棒割という)

⑥曳人足名簿の差出

高島藩の命により、山出しに先立って曳子の名簿を藩に提出する。

⑦御柱の曳き出し

前日に藩より差し出された足軽八人と山作り衆が曳き出しの準備を万端にし、御柱を宮川まで運んで神社に引き渡す。

⑧御柱迎えの行列に供奉

御柱と共に御船と薙鎌(ナギガマ)を奉じ、神社まで行進する。

⑨御柱冠落(カンムリオトシ)の奉仕

境内の御柱建立場所で、御柱の丈尺を決め先端を三角錐型に削る。ここでも第一の斧入れは山作りによる。

以上のように山人は様々な神事に奉仕していたが、又御柱の儀式には伐採の道具(鉄器)が欠かせない。

古代史研究家の百瀬高子氏によれば、諏訪湖周辺には鉄分が豊富に含まれている粘土層があり、葦や芳の根に褐鉄鉱が“高師小僧”(タカシコゾウ)として付着している。この諏訪湖周辺の高師小僧は日本一鉄の含有量が高い、このため焚火程度の加熱だけで容易に鉄塊を得ることができる。そのため約六千年前(縄文時代)の信州の祖先たちは、葦や芳を燃やして、純度の低い鉄塊を得ていた、とはいえ、御柱祭が始まったとされる時代にはまだまだ鉄は希少であり御柱を切り倒し、御柱を曳く綱を切る鉄斧(神斧)と、御柱の清めに用いる鉄鎌(薙鎌)といった神具にしか用いることしかできなかったと考えられている。

山人は、古くから神事の前に道具(“薙鎌”、“神斧”など)を諏訪大明神に奉納していた。諏訪大社には今も鉄薙鎌や鉄鐸(テツタク)が伝承されており、ま

た、これらの道具は現在も“山作り”により護持されており、崇拝の対象にもなっている。

長野県北部新潟県境にある境の宮(長野県小谷村)でも諏訪大社と同様な薙鎌神事(大木に薙鎌を打ち込み清める儀式)を行っている。これは諏訪大社の境界が及んでいた証である。神様の境界を決めていた薙鎌こそが、現代の境界を決める“コンクリート杭”の由来ではと、愚考する次第です。現在、世界中で神様の境界が不安定になっている。今後、神の境界を決める道具が大砲にならないことを祈る。

全国の皆さん、4月からは御柱最大の見どころである“山出し”をはじめ色々の神事が行われます。また、この時期、諏訪湖を清々しい風が吹いています。諏訪大社の起源は、諏訪湖の自然現象を中心とする水瀧の神(湖霊)信仰であるといわれています。湖霊のパワーである風を満喫し、身も心も癒していただ

きたいと思います。

御柱祭りをご覧に是非、長野県にお越しください。

本年の予定

上 社	山出し(木落し、川越し)
	4月2日(土) 3日(日) 4日(月)
	里引き(建御柱)
	5月3日(火) 4日(水) 5日(木)
	宝殿遷座祭
	6月15日(水)
下 社	山出し(木落し)
	4月8日(金) 9日(土) 10日(日)
	宝殿遷座祭
	5月13日(金)
	里引き(建御柱)
	5月14日(土) 15(日) 16日(月)

参考文献 諏訪の御柱祭 宮坂精通 著(甲陽書房)

***** 写真は前回(平成22年)の物 *****



4月2日
曳行一番の難所、穴山の犬曲



4月3日 木落
赤旗から白旗の合図で木落



4月3日 川越し
山出し最後の見せ場、清流宮川で御柱を清め御柱屋敷へ



5月3日 建御柱
御柱祭のクライマックス、見事に御柱建立 平成28年へ



宮崎会

『宮崎の魅力 発信!』

宮崎県土地家屋調査士会 副会長 後藤 泰孝

宮崎の2月は、キャンプ真っ盛り。プロ野球7チーム、JリーグはJ1だけで10チーム。J3まで含めると、なんと全22チームが、ここ宮崎でキャンプをしています。

今回は、そんな宮崎からの投稿です。

●スポーツランド宮崎

冒頭でも紹介したとおり、宮崎はプロ野球、Jリーグのキャンプをはじめ、スポーツが盛んです。そんな、この宮崎の地を「スポーツランド宮崎」と名付け、スポーツ合宿受入支援事業など、スポーツに力を入れております。

今年の大学野球の春季キャンプは特に盛んで、中央大学、立教大学をはじめ、実に40ものチームが宮崎県内のいたるところで、キャンプを行っています。立派な野球場がたくさんあるのです。

もちろん野球、サッカーだけでなく、ゴルフ場もたくさんあり、プロのトーナメントも年間3試合行われます。

豊かな海にも恵まれ、サーフィンにもぎわっています。シーズンに海沿いの道を走ると、多くのサーファーが楽しんでいる光景が見られます。



サンマリンスタージアム宮崎

●宮崎の食

宮崎は美味しいものもたくさん。その一部を紹介します。

まずは、全国和牛能力共進会で、2回連続日本一に輝いた「宮崎牛」。鶏は「地鶏の炭火焼」「チキン南蛮」。フルーツの代表は「完熟マンゴー、太陽のタマ

ゴ」。そして、生産量日本一を誇るきんかんの中でも、糖度18度以上のものもある「完熟きんかん、たまたま」。本当に甘いです。



宮崎牛

●宮崎の自然

宮崎は気候が温暖で、自然豊かなところです。プロ野球チームの多くが、キャンプ地を宮崎に選ぶのは、晴れの日が多い、というのが理由らしいです。県庁所在地で、1年中雪が降らないのは、那覇市と宮崎市だけらしいです。住みやすいですよ。

観光地「青島」から南に約8kmにかけ「鬼の洗濯板」と呼ばれる、珍しい波状岩が見られます。日向灘の青さと相まって、抜群の景色です。

串間市の「都井岬」、えびの市の「えびの高原」、日向市の「馬ヶ背」、高千穂町の「高千穂峡」も是非観ていただきたいスポットです。



鬼の洗濯板

●宮崎の神話

「古事記」上巻には、日本誕生から神武天皇の誕生までが記されています。この上巻に登場する場所の、およそ3分の2が宮崎周辺を舞台にした、といわれているそうです。宮崎が神話のふるさと、といわれる所以です。そして、宮崎には、神話に登場する神々を奉った神社が、数多くあります。また、スピリチュアルスポットも数多くあり、旅人が神秘的な場所を訪れます。



神楽

秋の実りに感謝し、多くの神々と舞い遊ぶ一夜、それが伝統の神事「神楽」です。「高千穂」をはじめとする県内4つの神楽は、国の重要無形民俗文化財に指定されています。

●宮崎会

以上、愛しき宮崎の魅力をお伝えしてきました。最後に宮崎会を紹介します。宮崎会は、平成28年2月現在、会員数192名、平均年齢58.9歳です。平均年齢は、長寿の国沖縄県を抑えての、堂々の九州1位。高齢化が進んでおりますが、明るい太陽の下、元気に頑張っています。

これからも、宮崎会ともども、宮崎県をよろしく願っています。

告知板



土地家屋調査士新人研修修了者

平成27年度土地家屋調査士新人研修(近畿・中部・九州・東北・北海道・四国ブロック協議会)の修了者は以下のとおりです。

近畿ブロック協議会(42名)

大阪会(22名)

木村 集	岡田 直剛
小野 貴広	嶋津 貴浩
竹村 健助	西谷 俊治
柴山 圭	鋤谷 智
渡邊 英伸	安藤 雅輝
西田 純康	世良 宣茂
山田 裕輔	赤松 隆
山本 靖朗	澁谷 直人
山崎 聡	中田 博友
綿谷 茂則	吉田 壘
仲田 大豊	葉山 貴規

京都府会(4名)

浅見 暢一	足立 一成
藤井 規覚	柏井 道次

兵庫会(11名)

小松 達也	萬浪 弘三
松岡 博之	城戸 文昭
藤本 栄造	福浦 真介
岸本 邦裕	岡本 亮
平川 朗雄	山田 充宏
山住 正	

奈良会(2名)

石本 典之	井ノ上 知己
-------	--------

滋賀会(2名)

駒井 健	宮本 賢志
------	-------

和歌山会(1名)

小畑 清弘

(順不同・敬称略)

中部ブロック協議会(49名)

愛知会(23名)

小田 実	大林 正幸
石川 直哉	安田 真由美
安井 正樹	梅村 圭佑
二村 一樹	安田 洋平
園田 浩二	加藤 大雄
磯崎 良太	坂巻 仁悟
山口 勲	磯西 亮佑
植田 理志	古川 和義
古路 郁生	杉浦 智康
小島 三男	佐藤 公介
畔柳 洋介	八田 克彦
大谷 晃史	

三重会(5名)

西原 辰也	小森 康史
佐波 彰	大喜 靖一
松林 秀典	

岐阜会(10名)

藤井 伸一	小林 洋平
糸魚川 篤史	太田 国広
牧田 拓也	亀井 建治
小嶋 洋	久世 昌明
水野 史浩	市村 将

福井会(3名)

河端 淳	植村 政信
森下 篤郎	

石川会(2名)

角田 之尚	南 雅之
-------	------

富山会(6名)

井藤 昌俊	吉田 勇一
猪島 隆雄	菊池 陽介
石丸 等	松田 将宏

(順不同・敬称略)

九州ブロック協議会(31名)

福岡会(9名)

永田 栄治	秦 伸一
下川 周一	庄籠 大輝
川崎 芳裕	三窪 了二
岡野 正徳	松尾 良隆
能美 秀彦	

長崎会(5名)

前田 宏光	木場 盛雄
深堀 正文	後藤 祐樹
富石 守	

大分会(5名)

諫山 信輔	高橋 里美
小田 大祐	馬場 輝
杉本 哲	

熊本会(2名)

河原 一隆	山田 伸也
-------	-------

鹿児島会(7名)

福迫 久志	竹之下 真哉
西 亮輔	福元 智之
市来 敬志郎	田中 文雄
松木蘭 貴志	

宮崎会(3名)

鬼塚 未緒	串間 誠一郎
津村 剛	

(順不同・敬称略)

東北ブロック協議会(22名)

宮城会(2名)

鈴木 聖臣	石川 勇治
-------	-------

福島会(9名)

粕川 恵三	土屋 圭亮
佐藤 利紀	渡邊 優
蜂谷 尚克	鈴木 新子
古川 造吾	齋須 正洋
宗像 浩	

山形会(3名)

三浦 良和	丸川 好美
佐藤 祐己	

岩手会(5名)

佐原 茂樹	腹子 徹哉
川村 祐孝	東舘 努
川上 泰典	

秋田会(2名)

鎌田 玲子	佐々木 修一
-------	--------

青森会(1名)

馬場 謙二

(順不同・敬称略)

北海道ブロック協議会(14名)

札幌会(8名)

富山 久之	江良 明
石岡 浩一	栗尾 栄二
星野 佑次	横山 智得
衣澤 拓也	佐藤 和央

釧路会(2名)

大場 公夫	毛利 安男
-------	-------

(順不同・敬称略)

函館会(4名)

竹原 克長	松井 幸子
月舘 元宏	増子 涼

四国ブロック協議会(13名)

香川会(2名)

石井 敦雄	井藤 茂信
-------	-------

高知会(4名)

藤原 浩寿	野口 和秀
岡崎 史朗	川崎 一則

徳島会(3名)

山岡 修	登佐古 健太
中西 祐一	

愛媛会(4名)

川原 勉	攝津 佳美
池田 優作	西本 穂

(順不同・敬称略)

eラーニングコンテンツ一覧

eラーニングについて

土地家屋調査士会員がPCによるインターネットを介した研修を受講することを可能とし、研修の受講機会を増やすこと等を目的として、平成23年6月に導入しました。

なお、受講時間に応じたCPDポイントが付与されますので、是非ご視聴いただきますようよろしくお願いいたします。

補足事項：CPDポイントの付与について

- ・ポイントは連合会において自動的に付与されます。
- ・コンテンツ(教材)を最初から最後まで視聴することによりポイントが付与されます。
- ・視聴履歴が残るため、複数回に分けて視聴しても差し支えありません。
- ・同一のコンテンツを何度視聴しても、ポイントは初回視聴分のみの付与となります。

アクセス方法とコンテンツ一覧は以下のとおりです。

アクセス方法について

- ・連合会ホームページ「会員の広場」から視聴ができます。「会員の広場」へのアクセスは、ID・パスワードが必要となります。(ご不明の場合には、連合会事務局までご連絡願います。)
- ・公開場所は、「日本土地家屋調査士会連合会ホームページ」→「会員の広場」→「eラーニング」のとおりです。

コンテンツ一覧(搭載順)

平成28年3月4日現在

	コンテンツ名	CPD ポイント	時間	講師 (発表者)
1	筆界の特定技法	2.5	2時間30分	小野伸秋
2	土地家屋調査士基礎研修 民法総則講義(その1)	2	2時間	相場中行
3	土地家屋調査士基礎研修 民法総則講義(その2)	2	2時間10分	相場中行
4	認定登記基準点の実務と活用	1.5	1時間30分	黒田博雄
5	土地家屋調査士基礎研修 民法物権法講義(その1)	2	2時間	相場中行
6	土地家屋調査士基礎研修 民法物権法講義(その2)	2	2時間	相場中行
7	認定調査士によるADR申請代理の実務	2	2時間10分	島内保彦
8	土地家屋調査士基礎研修 民法債権法講義・契約法(その1)	2	2時間	相場中行
9	土地家屋調査士基礎研修 民法債権法講義・契約法(その2)	2	2時間	相場中行
10	地籍調査の最近の動向	1.5	1時間30分	佐藤勝彦
11	近年の地籍調査と成果の活用	1.5	1時間30分	猪木幹雄
12	土地家屋調査士基礎研修 民法相続法講義(その1)	2	2時間	相場中行
13	土地家屋調査士基礎研修 民法相続法講義(その2)	2	2時間	相場中行
14	不動産規制に関する法律 ①都市計画法	1	1時間	砂野明俊
15	不動産規制に関する法律 ②土地地区画整理法・宅地造成等規制法・その他法令	1	1時間	砂野明俊

	コンテンツ名	CPD ポイント	時間	講師 (発表者)
16	不動産規制に関する法律 ③国土利用計画法・農地法	1	1時間	砂野明俊
17	不動産規制に関する法律 ④建築基準法	1	1時間	砂野明俊
18	権利の登記に関する知識 ①権利の登記が必要な場面(基礎編)	1	1時間	鈴木大介
19	権利の登記に関する知識 ②権利の登記が必要な場面(応用編)	1	1時間	鈴木大介
20	権利の登記に関する知識 ③権利の登記の内容(甲区、乙区)、手続	1	1時間	鈴木大介
21	不動産規制に関する法律(区分所有法ほか) ①マンションの建物に関する問題	1	1時間10分	太田清彦
22	不動産規制に関する法律(区分所有法ほか) ②マンションの管理に関する問題	1	1時間	太田清彦
23	税務に関する知識 ①不動産取引と税(不動産取得税、固定資産税、印紙税等)	1	1時間	小出富美子
24	税務に関する知識 ②事務所経営と税(所得税、法人税、相続税等)	1	1時間	小出富美子
25	不動産取引に関する知識(民法編) ①契約の問題(意思表示・代理、瑕疵担保等)	1	50分	大友温子
26	不動産取引に関する知識(民法編) ②物権変動及び各種物権	1	50分	大友温子
27	不動産取引に関する知識(民法編) ③相続、遺言、遺産分割等	1	45分	大友温子
28	不動産登記法改正に伴う論点の再確認	1	1時間	木村真弓
29	不動産取引に関する知識(実務編) ①契約書の読み方の注意点	1	45分	大友温子
30	不動産取引に関する知識(実務編) ②業務総論(宅地建物取引業法)	1	1時間	砂野明俊
31	不動産取引に関する知識(実務編) ③物件調査の方法(都市計画図等)	1	1時間	砂野明俊
32	千葉県の明治の地籍図(地域的特色)	0.5	20分	高橋順治
33	福井県の明治の地籍図(地域的特色)	0.5	20分	山崎勇二
34	滋賀県の明治の地籍図(地域的特色)	0.5	20分	古関大樹
35	今後の研究活動と展望	0.5	15分	飯沼健悟
36	三次元データの現状と調査士業務との関連について	0.5	20分	西村右文
37	3D地形データを利用した山林の原始筆界復元手法の取組み	0.5	20分	今瀬勉
38	地籍調査世界標準日本版地上法精度検証実験	0.5	20分	長谷川博幸
39	筆界の判断の整合性についての研究	0.5	20分	寶金敏明
40	筆界の新たな分類	0.5	20分	岸田庄司
41	今日的筆界の整理	0.5	15分	山口眞平
42	これからの登記行政を考える	0.5	20分	坂本隆一
43	震災から見る登記行政の抱える問題点	0.5	15分	渡部宏
44	LADM/STDMと日本の土地保有と混乱(1)	0.5	20分	山中匠
45	LADM/STDMと日本の土地保有と混乱(2)	0.5	25分	藤井十章
46	ブータンにおける近年の土地問題と土地行政	0.5	20分	月原敏博
47	韓国と日本の地籍制度に関する比較研究報告	0.5	20分	戸田和章
48	「台湾の地政—地籍・登記制度」	0.5	20分	藤原豪紀
49	土地家屋調査士基礎研修 民法講義(債権法その2①)	2	2時間	相場中行
50	土地家屋調査士基礎研修 民法講義(債権法その2②)	2	2時間	相場中行

※コンテンツのメニューは、特段の予告なしに変更する場合がありますが、ご了承願います。

会長レポート

R E P O R T

2月16日
～3月15日

2月

16日

第66回“社会を明るくする運動”中央推進委員会会議

法務省大会議室にて開催された標記会議に出席。社会を明るくする運動は、全ての国民が、犯罪や非行の防止と、あやまちを犯した人の立ち直りについて理解を深め、それぞれの立場において力を合わせ、犯罪や非行のない安全で安心な地域社会を築こうとする全国的な運動である。

17、18日

第14回正副会長会議

平成27年度最後の理事会に向け、懸案事項の整理と方向性の確認のため正副会長会議を招集。

18、19日

第6回理事会

全ての理事、監事出席の下、平成28年度事業方針大綱(案)、各部事業計画(案)、それに伴う予算(案)の協議を中心に会議を進める。なお、各部ともに成果を出しつつ、次年度以降を見据えた事業活動意欲が窺われ、頼もしい思いである。

18日

高村正彦衆議院議員 朝食勉強会

自由民主党土地家屋調査士制度改革推進議員連盟で会長を務めている、高村先生の勉強会に海野副会長と出席。主に外交関係、特にTPPの経緯についての講演であった。

25日

増子輝彦参議院議員 ニュー政治経済研究会 2016年第1回勉強会

増子先生は、民主党土地家屋調査士制度推進議員連盟の副会長であり、中心メンバーである。講演では、2015年の訪日外客数は過去最高の1,973万7千人となり、観光立国として日本の在り方に言

及された。

28日

青木茂氏黄綬褒章受章記念祝賀会

11時から、岐阜会の青木茂先生の黄綬褒章受章祝賀会に出席。青木先生には岐阜会役員当時から大変お世話になっている。「どうせやるなら楽しくやれ。」の言葉はいつも忘れないでいる。多くの会員の出席があり、温厚な青木先生そのままの素晴らしい祝賀会であった。

参議院議員渡辺たけゆき君を励ます会

15時30分から、渡辺猛之参議院議員パーティーに出席。渡辺先生は実弟が不動産鑑定士でもあり、私たちを含む、士業に対して理解をいただいている国会議員の一人である。

29日

塩崎衆議院議員と明日を語る会 in 東京

自由民主党土地家屋調査士制度改革推進議員連盟で幹事長を務めている、塩崎恭久先生のセミナーに岡田副会長と共に出席。全調政連から横山会長、山本副会長も出席。元厚生労働事務次官の村木厚子氏が「少子化の進行と人口減少社会の到来」と題して、次世代育成支援対策推進法、女性活躍推進法などについて講演された。

3月

1日

名古屋法務局・中部ブロック協議会共催「筆界特定制度施行10周年記念シンポジウム～公共事業と境界～」

ホテルメルパルク名古屋にて開催された、名古屋法務局と中部ブロック協議会の共催の筆界特定制度施行10周年記念シンポジウムに出席し挨拶させていただく。佐藤名古屋法務局長が挨拶され、前田幸保岐阜地方法務局長が基調講演。多くの官公署職員の方の出席があり、中部ブロック各会の

会員のほか、会場は満席状態。この制度に対する関心の高さと今後の発展性を実感できた内容のあるシンポジウムであった。

2日

額賀会 平成研究会セミナー

安倍総理も出席され、第二会場が中継で設けられた盛大なセミナーであった。日本総合研究所理事長の高橋進氏が、「経済活性化と一億総活躍社会に向けて」と題して講演された。

3日、4日

第2回全国ブロック協議会会長会同

副会長、常任理事の出席の下、全国8ブロックの会長に参集いただき、各ブロック協議会の運営状況等報告を受け、日調連が取り組んでいる事項等の説明及び平成28年度における事業方針案をお示しし、ブロック会長方と意見交換をさせていただいた。今後の会務運営に活かすことこそが重要である。

5日

小保方廣幸氏の黄綬褒章受章祝賀会

群馬県高崎市で開催された、群馬会の小保方廣幸先生黄綬褒章受章祝賀会に出席。温厚篤実で地域の活動にも熱心な小保方先生らしく、土地家屋調査士以外の方も数多く出席され、盛大な祝賀会であった。小保方先生はCDを出されるほどで、演歌歌手顔負けの一面がある。ご自分で4曲披露され、私も一曲「祝い酒」。実に愉快的な祝賀会であった。

6日

佐々木健氏黄綬褒章受章祝賀会

「横浜みなとみらい」で開催された、神奈川会の佐々木健先生の黄綬褒章受章祝賀会に出席。佐々木先生は、三重県の出身であり、名門・四日市中央工業高等学校サッカー部でFWの選手だったそうだ。ドリブル突破そのままの瞬発力、行動力にはいつも敬服である。また、先生のお人柄を反映した豊富な人脈を紹介いただいたところであり、ますますのご活躍を祈念するところである。

8日

平成27年度CPD評価検討委員会

平成27年度第1回土地家屋調査士専門学習職能継続学習評価検討委員会に出席。清水英範先生、鈴木満先生と日調連研修部にて、土地家屋調査士CPD制度の現状について意見交換いただいた。

11日

成年後見制度に関する意見交換

埼玉会の中原制度対策本部員、岡田副会長、佐藤常任理事の出席の下、土地家屋調査士による成年後見制度への対応についての協議に参加。高齢化社会に向けて、また、隣接法律専門職である土地家屋調査士として関与の在り方についても検討の必要性を感じたところである。

東日本大震災5周年追悼式

東京・国立劇場で開催された、東日本大震災5周年追悼式に参席し、全国の土地家屋調査士を代表して献花させていただく。天皇陛下、皇后陛下共にご出席され、「これからも国民が心をつににして寄り添っていくことが大切だと思います。」とのお言葉を述べられた。早期の復興、復旧を願うものである。

12日

江本敏彦氏黄綬褒章受章記念祝賀会

兵庫会の江本敏彦先生の黄綬褒章受章祝賀会が神戸市で開催され出席。多くの会員の出席があり、盛大な祝賀会であった。江本先生とは同時期に土地家屋調査士会会長を務めたこともあり、先生の「意志のある声は必ず力になる。」との言葉には同感である。東日本大震災の際には、阪神・淡路大震災の体験を踏まえ、早期に支援体制を構築し、陣頭指揮された様子が挨拶等で紹介されていた。

13日

自由民主党大会第83回定期党大会

第83回自由民主党定期党大会に全調政連の横山会長、椎名幹事長と共に招待者として出席。日頃からお世話になっている議員連盟の先生方や岐阜県出身の先生方に挨拶させていただく。

「ちょうさし俳壇」選者の 拝受について

選者 深谷 健吾

この度、「ちょうさし俳壇」の選者をお受けすることになりました岐阜市の深谷健吾で御座います。

選者交代の件につきましては、会報「土地家屋調査士」3月号に水上陽三先生が、「ちょうさし俳壇」の創設の経緯と今日までの歩みを述べられておられます。

3月号で第370回となり、発足から30年余の長きにわたり、それも一人で90歳即ち卒寿までもお続けくださいましたことに敬服のほか言葉ありません。

昨年の暮に連合会の広報部からお電話を頂き、「交代の選者に私を」と水上先生が推薦されておられる旨の連絡をお受けいたしました、本当にびっくりいたしました。

私は約10年前に本会を退いておりますとともに、先生は5、60年の句歴であられるのに、私の句歴は30年で、俳句の世界では「まだまだひよこ」の部類であります。

大変有り難いこととは思いましたが、後釜などという大役などは受けられせんとお答えいたしました。が、先生のお声も聴きたくなり、お電話をさせていただきましたところ、お声は颯爽とされ、お元気なご様子に、正直ほっといたしました。お話の中で「私も90歳になるし、深谷さんの好きなようにやればよいから、是非受けて貰いたい。」と強く説得されました。

私も現在、節目の70歳即ち古希であり、このことも何かのご縁かと思い、ポジティブに捉え、選者を受け入れる決心をいたしました。

「何事も受けた以上は、全力投球」が、私の生活信条であります。

水上陽三先生のような選句も選評なども、とてもとてもできないと思っていますが、精進精励に務め、精一杯頑張らせていただきます。

関係者の皆様、特に先生には、今後ともご指導、ご鞭撻のほど宜しくお願いいたします。

最後に、水上先生が提案されておられました「土地家屋調査士」会報の購入を条件にOB会員の投稿の可否が、現在の急速な高齢化社会・人口減少化社会の「ちょうさし俳壇」の盛衰に繋がっていると言っても過言ではないと思っています。是非ご配慮いただきますことを宜しくお願いいたしまして新任の挨拶とさせていただきます。



「略 歴」

1、土地家屋調査士会	昭和56年 平成3年～6年 平成7年～18年 平成19年	入 会 土地家屋調査士会岐阜支部役員 岐阜県土地家屋調査士会役員 退 会
2、俳 句 会	昭和63年 平成6年 平成9年 平成12年 平成14年～23年 平成22年～23年 平成24年～27年 平成28年	「狩」俳句会入会 「狩」俳句会 同人 俳人協会会員 岐阜あすなろ句会代表 俳人協会岐阜県支部 役員 俳人協会岐阜県支部 監事 俳人協会岐阜県支部 副支部長 俳人協会岐阜県支部 顧問

ち ょ う さ し 俳 壇

第371回



水温む

深谷健吾

大阪の春を呼び出す触れ太鼓
戦なき世の外濠の水温む
枝々の芽吹き艶めく比丘尼寺
淡雪を淡くまといひて姫小松
遠距離の恋の絆か寒昂

当季雑詠

深谷健吾選

長野 竹内松葉

竹爆ぜて爆ぜて崩るるどんどの火
餅花の目出度く焦げてしまひけり
外の道なき冬川に沿ひ歩く
下萌や土を愉しむ雀たち
鳶の羽根拾へば天地冴返る

愛知 清水正明

春立つや美濃は遥かに小牧山
発掘の城の石垣風光る
正面の大手に虎口木瓜の花
まなうらに映る山河や蔭の臺
算額の円の定理や春の月

茨城 中原ひそむ

大樺木の葉時雨のごとく散り
背より天寿の声か落葉掃く
落葉焚く煙り天まで遠嶺まで
秘め事の一つや二つ落葉焚く
恙なしとは言ひ切れず落葉焚く

岐阜 堀越貞有

職退きて猫と仲良く大朝寝
飛行機より眺める富士の雪白し
夕刻の鐘にも黙と麦を踏む
料峭の川底の魚動かざり
今日一日春爛漫を満喫す

東京 雅々女

てんぷらが良しと添へられ蔭の臺
二ヶ月の風をたとへば浅みどり
天辺に動かぬ鷺や余寒空

愛知 鍋田建治

火柱に人の輪のでき除夜詣
陽を浴びて老母とすごすお正月
春昼や認知の母とうたた寝る

今月の作品から

深谷健吾

竹内松葉

竹爆ぜて爆ぜて崩るるどんどの火

「どんど」とは、松飾や注連飾などを燃やす
小正月の火祭りの行事のこと。門松が爆ぜる
度に火勢は増してゆくが、何れ崩れてゆく情
景を音に焦点を絞っての活写がお見事。「爆ぜ
て」のリフレインが効果的な佳句。

清水正明

算額の円の定理や春の月

「算額」とは、和算家が数学の解法を書いて
神社に奉納した絵馬のこと。おぼろげで、ぼ
んやり、はつきりしないのが、「春の月」であ
る。算額と春の月との摩訶不思議な取り合わ

せが妙。着眼点に敬服の一句。

中原ひそむ

落葉焚く煙天まで遠嶺まで

農村の夕暮れの長閑な風景か。掻き集め
られた落葉を焚く煙が天とか遠嶺とかまで届
くことは現実にはあり得ないこと。届くが如く
見て詠む発想が俳人ならではの俳諧味。大ら
かで楽しくなる好みの一句である。

堀越貞有

料峭の川底の魚動かざり

「料峭」とは、春風が冷たく感じられること
であり、手紙の書き出しにも用いられる。世
界農業遺産に認定された岐阜の清流長良川で
の一句か。春なのに川面抜ける風は冷たく、
清流故に見える川底には魚がじっとしている
様を詠んだ佳句。

雅々女

天辺に動かぬ鷺や余寒空

「余寒」とは、寒が明けてもなお寒さが残って
いるという気分のこと。庭の一番高い木の天辺
に鷺がじっとしている様の一句か。余寒の空を
見渡し一日でも早く春がくるように。鷺も人間
も同じ心境か。擬人化法の巧みな佳句。

鍋田建治

火柱に人の輪のでき除夜詣

「除夜詣」とは、一年の害を取り除く為に、
大晦日の夜に社寺へ参詣すること。除夜の鐘
でも撞きに村人が集まって来る。大寒故に、
境内の焚き火とは有難いもの。その火柱に自
ずと人の輪ができる。大晦日の村の除夜の景
を活写した一句。

基金事務局から Part2

前回の掲載(平成26年8月号)では、国民年金基金事務局(日調連・旧音羽会館)周辺のご案内と、簡単に事務局メンバーの紹介をいたしました。今回は、事務局職員3名の自己紹介をさせていただきます。

まずは、事務長を務めております河村から。私は、国民年金基金開設時(平成3年)に採用され、経理、総務を担当いたしました。

当初、簿記の知識も薄く、馴染みの無い勘定科目に戸惑いました。当時はワープロを使用しておりましたが、経理はまだ紙ベースの手書きの台帳でした。後にパソコンに経理ソフトが導入され、決算書類を確認する際、手書きで学んだいわゆる“目の付けどころ”が大変役立ちました。基金開設時に同じく職員でした女性と、「国民年金基金が、この掛金額で65歳から終身でこんなに年金を受け取れるなら、私たちも加入したいわね。」と話していましたが、残念ながら厚生年金である私たちは加入することができませんでした。

日調連機関誌のこのコーナーでは、年金受給者となられた方々、または現在加入者でいらっしゃる方々に“基金に入っていてよかった!”“私はこんなきっかけで基金に加入しました”等々、文章を寄せていただいております。土地家屋調査士会会員の皆様の「将来の安心」の一助となるよう、基金のご加入をお勧めしているところです。

次に、業務担当職員の岩崎美香さんを紹介いたします。彼女は平成18年4月採用で、今ではベテラン職員です。何といても仕事の丁寧なことは折り紙つきで、お客様からのお問い合わせにも親身になってお答えしています。掛金に関する事、年金給付に関する事など、ご不明な点は何なりとお電話ください。また、彼女はパソコンにかなり詳しく、アナログ世代の私は度々助けられています。

そして、経理、総務担当は加賀美裕子さんです。平成25年4月に採用されました。経理は初心者でしたが、今では安心して任せられるようになりました。日調連機関誌の基金のコーナーを、毎月工夫を凝らして作っています。



(左から)加賀美 裕子／河村 かおる／岩崎 美香

通常は、この女性ばかり3人で基金業務に携わっています。

2年ほど前から、土地家屋調査士会の総会に基金事務局も“のぼり”を持ってお邪魔させていただき、事務局の方々には大変お世話になっております。今年もまた、いくつかの土地家屋調査士会に伺わせていただく機会があると思いますが、その節はどうぞよろしくお願いいたします。

事務局の窓辺には、西本理事長寄贈の美しい花の写真のパネルが、そして中原常務理事が持ってきて下さった、何とも良いお顔の“招き猫”の置物が飾ってあります。年に数人のご加入の方が事務局をお訪ねくださいますが、お近くにお出でになりましたときは、是非お立ち寄りください。おいしいお茶と笑顔でお迎えいたします。

今後とも、土地家屋調査士国民年金基金をよろしくお願いいたします。



新規加入
キャンペーン
実施中

土地家屋調査士国民年金基金 限定

今ならもれなく

キャッシュバック

1万円

さらに
図書カード1,000円分も！



・期間：2016年4月1日～2017年3月31日

・対象者：上記期間中に土地家屋調査士国民年金基金に新規ご加入いただき、初回掛金の納付ができた方

・応募手順：

- ①土地家屋調査士国民年金基金に未加入の人が基金に「加入申出書」を送る
- ②加入の手続きが完了したら、1,000円分の図書カードをプレゼント
- ③初回の掛金引落日に、口座から掛金の引落ができたことを確認

- ④1万円キャッシュバック決定
- ⑤初回の掛金引落日から2ヶ月以内に、口座に1万円をお振込みします



5月がお誕生月のみなさま

翌月になると掛金が上がってしまいます。

5月16日までが
ご加入・増口のチャンス！

お問合せは
今すぐ！

フリーダイヤル

土地家屋調査士国民年金基金

0120-145-040

(平日 9:00～17:00)



もしもこんなことが 起こってしまったら？

作業用具が落下し、駐車中の自動車に損害を与えた。

事務所のベランダに作業用具を積んでいたところ、強風により作業用具が落下し、階下に駐車していた他人の自動車に当たり損害を与えてしまった。

修理代(代車代を含め)として、360,220円の請求を受ける。

お役に立ちます！！

土地家屋調査士賠償責任保険

解決内容

＜土地家屋調査士の責任＞

事務所管理上、過失は免れず有責と判断

＜解決方法＞

示談(注:保険会社による「示談交渉サービス」はありませんが、賠償問題が円満に解決するよう、ご相談しながら進めさせていただきます。)

＜保険適用＞

修理代(代車代を含め) 360,220円を妥当な損害額として認定



～資料請求はこちらまで～

日本土地家屋調査士会連合会共済会窓口

(有)桐栄サービス 担当：三神

TEL：03-5282-5166

石川会

「地上絵プロジェクト 金沢支部編」

柿島 真明



『kaihou ISHIKAWA』第162号

「地上絵プロジェクト」特集

平成23年に当会で始めた「地上絵プロジェクト」も、早5年たちました。今年も、全支部で開催され、各支部役員の方々の活躍により、子供たちはもとより、各方面の皆様からも喜ばれ、安堵しております。

また、他会からの視察、相談もあり、広報だけでなく社会貢献活動としての事業としても注目されております。その内容も学校の先生からの助言、要望などにより、各支部でパターンの違う授業を行い、進化してきています。直接には、子供たちに教えるものでありますが、先生方、PTAの保護者の方々に間接的にでも「土地家屋調査士」を知っていただける貴重な事業であり、続けていければと思っております。

平成27年11月16日(月)金沢支部行事として、金沢市立馬場小学校6年生を対象に金沢市内では3年ぶり2回目となる地上絵プロジェクトを開催することが出来ました。

当日は晴天に恵まれ、秋晴れの下、丸田会長を始め本会役員及び公嘱協会金沢支所役員の応援もあり、総勢18名で挑むことができました。

算数の「拡大図と縮図」の授業内容に沿い、縮尺100分の1の設計図(縮図)を事前を書いてもらい、

その設計図を基に実際の寸法を運動場に描くという企画としました。

馬場小学校6年生児童数が22名ということで児童全員にトータルステーションの操作をやらうことを考え、星形六角形を2つ同時に描くことにしました。

実際の作業は11人ずつ2班に分かれ、北方向のみ事前に調査士が設置し、残り11点を機械係、ポール係、巻尺係、鋳打ち及びライン引き係の4役を全員が1回ず

つ全部の役わりを担当し、星形六角形を2つ完成させる内容です。

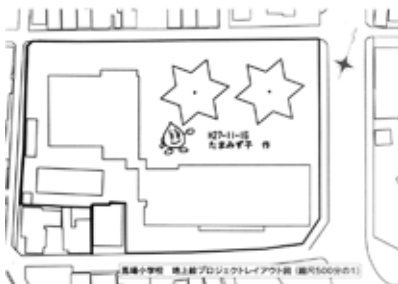
トータルステーションはモーター駆動式のものを使用し、児童たちに角度を入力させENTERキーを押させると、自動で旋回するトータルステーションを見て「おおおお!!」と驚きの声が毎回聞け、「つかみはOK!!」でした。後の作業も最後までみんな楽しんで行ってくれました。

今回は橋爪支部長たっの希望で、馬場小学校のマスコットキャラクター『たまちゃん』を「どうしても描きたい!」ということで、チャレンジすることになりました。

75分間に2班で約200点を逆打ちするミッションでしたが、言い出しっぺの橋爪支部長の綿密な下準備のおかげで、見事時間内に『たまちゃん』を描くことができ、「馬場小学校限定オリジナル地上絵」の完成となりました。児童たちにも土地家屋調査士の凄さ(?)をアピール出来たと思います。

完成後の質疑応答の時間でも児童たちから沢山の質問をもらい、今回のプロジェクトを通し「土地家屋調査士の仕事」に少しでも興味を持ってもらえたと思えます。

今後も継続して地上絵プロジェクトの活動を行い、土地家屋調査士を目指す子供たちが増えることを期待します。



2月

17、18日

第14回正副会長会議

<協議事項>

- 1 役員選任に関する検討特別委員会の答申にかかる対応について
- 2 平成28年度予算(案)について
- 3 平成27年度第6回理事会審議事項及び協議事項の対応について
- 4 土地家屋調査士法改正等について

18、19日

第6回理事会

<審議事項>

- 1 平成28年秋の叙勲及び褒章受章候補者の推薦について
- 2 平成28年度土地家屋調査士新人研修について

<協議事項>

- 1 平成27年度第2回全国ブロック協議会会長同の運営等について
- 2 日本土地家屋調査士会連合会会則及び同役員選任規則の一部改正(案)について
- 3 役員選任に関する検討特別委員会の答申に係る対応について
- 4 全国会長会議の在り方について
- 5 中長期的な財政計画について
- 6 平成29年度以降の会員数に応じた事業助成の在り方について
- 7 第12回土地家屋調査士特別研修の開催日程(案)及び実施方針(案)について
- 8 平成28年度全国一斉不動産表示登記無料相談会の実施について
- 9 空家問題のチラシの作成について
- 10 平成28年度事業方針大綱(案)、同事業計画(案)及び同予算(案)について

第6回理事会業務監査

19日

第3回監査会(予備監査)

第7回研修部会

<協議事項>

- 1 CPD評価検討委員会について
- 2 CPDの公開について
- 3 研修に関するアンケートについて
- 4 研修ライブラリについて
- 5 eラーニングについて
- 6 第12回特別研修に係る日弁連法務研究財団との契約について

24日

第7回総務部会

<協議事項>

- 1 役員選任に関する検討特別委員会の答申に係る対応について
- 2 土地家屋調査士会会則変更の意見照会について
- 3 土地家屋調査士会からの照会等について
- 4 情報漏えいに対応した保険の導入について
- 5 Web会議の活用について
- 6 土地家屋調査士登録事務取扱規程付録第10号様式(領収書)の印刷発注について
- 7 会員からの情報開示請求について

25日、26日

第2回技術センター会議

<協議事項>

- 1 日調連データセンターシステムの改良について
- 2 日調連データセンターシステムについて
- 3 eラーニングコンテンツ(重ね図作成)の公開について
- 4 重ね図手引書の改訂について
- 5 アンケートの取りまとめについて
- 6 研究所の取組について
- 7 今後の対応について
- 8 平成28年度事業計画(案)について

26日

第2回研究テーマ「土地法制」会議

<協議事項>

- 1 研究テーマ「全国土地法制に関する研究」における近畿ブロック協議会への協力事項について

29日、3月1日

第3回筆界特定制度推進委員会

<協議事項>

- 1 筆界特定制度と土地家屋調査士会ADRとの連携について
- 2 研修要領(モデル)の作成について
- 3 平成28年度事業計画(案)について

3月

2日

第2回研究テーマ「最新技術」会議(電子会議)

<協議事項>

- 1 平成27年度研究所研究テーマ「最新技術に関する研究」について
- 2 平成28年度研究所研究テーマ(案)「最新技術に関する研究」について

3日

平成27年度臨時常任理事会

<協議事項>

- 1 不動産登記規則第93条不動産調査報告書(改定版)作成ソフト開発費用の支払方法について

3、4日

第2回全国ブロック協議会会長会同

<協議事項>

- 1 各ブロック協議会の運営状況等報告
- 2 連合会事業経過報告
- 3 連合会が取り組んでいる事項等の説明
- 4 平成28年度における事業方針

8日

平成27年度CPD評価検討委員会

<協議事項>

- 1 土地家屋調査士CPD制度の現状について

9日

第2回研究テーマ「諸外国地籍制度」会議・第2回研究テーマ「地籍国際標準化」会議(合同会議)

<協議事項>

- 1 研究テーマ「諸外国の地籍制度に関する研究」について
- 2 研究テーマ「地籍管理に関する国際標準化についての研究」について

第5回編集会議(電子会議)

<協議事項>

- 1 「事務所運営に必要な知識」について
- 2 土地家屋調査士会の実施する事業等についての紹介
- 3 会報の編集状況について

10日

第4回事務所形態検討チーム会議

<協議事項>

- 1 事務所形態の適切な在り方に関する提言について
- 2 土地家屋調査士法人への取材

11日

第2回業務統計等検討会

<協議事項>

- 1 「土地家屋調査士事務所形態及び報酬に関する実態調査」について

14、15日

第6回業務部会

<協議事項>

- 1 平成27年度事業計画の進捗状況の確認及び平成28年度事業計画(案)について

編集後記

桜の季節に寄せて

日調連では『土地家屋調査士白書2016』を先月25日に発刊いたしました。第2刊となる本号の特集は、本年1月に法務省と日調連の共催で開催された筆界特定制度創設10周年記念講演会『制度10年の歩みと未来への提言』を掲載しております。

白書は、土地家屋調査士の実勢や取組、制度を取り巻く環境等を広く公表することにより、多くの国民の皆様へ土地家屋調査士、土地家屋調査士会への理解を深めていただくことを目的としています。

また、会員の皆様におかれましては、会員数の減少、社会・経済情勢の変化等の状況下にあつて、制度、土地家屋調査士の実像を、過去と将来に気持ちを向けて、その実態を見つめ直すことを通じて、制度の更なる発展へのヒントが見えてくるかもしれません。是非ご活用ください。

さて、春は花の季節、冬の試練に耐え抜いた草木が、歓び一杯に咲き競い、これに応じて鳥たちが陽春を謳歌し、何もかもが楽し気です。

平安時代以降、花といえば桜をいい、桜の移ろいの美しさは、日本語の豊かさを教えてくれます。「花便り」が届くこの頃の天気は変わりやすく、すっきり晴れない「花曇り」、急に冷え込む「花冷え」、桜にかかる「桜雨」。水面に映る「桜影」、霞のように見える「花霞」、夜桜の「花明り」は幽玄な世界を醸し出し、花びらが乱れ散る「桜吹雪」に「花の舞」、雨に花びらが散る「桜流し」は「花筵」を敷き、川面には「花筏」や「花の浮橋」。ほころび始めた可憐な姿から、満開となって野山を薄紅色に覆い、後には吹雪のように激しく散っていく様までが、古より多くの歌に詠まれています。桜との出会いは毎年、同じものではありません。一年を無事に過ごした証ともいえましょう。

藤が咲き、桜が散り始める頃、濃い黄色の山吹がしだれ咲き、初夏への移り変わりを知らせます。春は駆け足で過ぎていきます。春を惜しむ暇などないという方もたくさんおいででしょうが、時にはちょっと立ち止まってみるのもいいものです。

広報部次長 上杉和子(三重会)

土地家屋調査士

毎月1回15日発行

定価 1部 100円

1年分 1,200円

送料(1年分) 1,008円

(土地家屋調査士会の会員については毎期の会費中より徴収)

発行者 会長 林 千年

発行所 日本土地家屋調査士会連合会[®]

〒101-0061 東京都千代田区三崎町一丁目2番10号 土地家屋調査士会館

電話：03-3292-0050 FAX：03-3292-0059

URL：http://www.chosashi.or.jp E-mail：rengokai@chosashi.or.jp

印刷所 十一房印刷工業株式会社